

第五回國會 衆議院 労働委員会 議錄 第十四号

(三四三)

昭和二十四年五月六日(金曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君

理事 三浦實之助君 理事 吉武 惠市君

理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

理事 麻生太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

小川 半次君 土橋 一吉君

石田 一松君

出席國務大臣 鈴木 正文君

出席政府委員 高橋 一郎君

(檢務局長) 法務廳事務官 山崎 岩男君

労働政務次官 賀来才二郎君

(労働局長) 労働事務官 平賀 健太君

委員外の出席者 法務廳事務官 石黒 拓爾君

労働事務官 石黒 拓爾君

五月四日

吳市の失業救済事業助成に関する請願(宮原幸三郎君外一名紹介)(第七九三号)

内郷町の失業対策に関する請願(春日正一君紹介)(第八四六号)

労働法規改正試案撤回に関する請願

第一類第十五号 労働委員会議錄

第十四号 昭和二十四年五月六日

(春日正一君外一名紹介)(第八五六号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

労働組合法案(内閣提出第一四九号)
労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)
公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出第一五六号)

倉石委員長

ただいまより会議を開きます。
前会に引続き労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑を許します。大橋武夫君。

大橋委員

労働組合法案につきましまして労働大臣に御質問いたしたい事項がございますが、まだお見えになつておりませんので、政府委員に特にお聞きしたい点を、先に質問いたします。組合法の法案の第二條を見ますと、第二條の第二項でございします。が、「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの」とは、この法律の労働組合としての特典を得られないということになるわけでございますが、この使用者の経理上の援助というものを禁止する、但し労働者が労働時間中に、時間または賃金を失ふことなく、使用者と協議し、交渉することを許すことは妨げない、この但書の趣旨から見ますと、この本文の制限はこれを厳格に解する。但書の例外は制限的に厳格に解する、という

ような趣旨の書き方ではないかと思うのでございしますが、その点についてのお考えを伺いたいでございします。

賀来政府委員

この組合の経費の問題につきましましては、従来は主たる経費というより書き方をいたしてございしたために、組合が自主性を失ひましたり、御用組合になつたりした傾向があつたわけでございます。従いまして、従来の解釈から申しましても、実は非常に厳密に解釈するべきでありましたものを、施行後今日までの三箇年間の状況におきまして、組合の育成を主といたしましてやつて参りましたので、緩和した解釈をとつて参つたのであります。しかし今日におきましては、世界的な労働組合運動に参加しようとする傾向にありまして、諸外國の例と比較いたしますと、非常に日本の現在の状況はルーズな状況でありますので、今度の法律におきましては、現行法と趣旨は同じであります。が、厳密な解釈を下すということで法案をつくつたのであります。従いまして、ただいま御質問にありました通りに、解釈をいたしましては、例外規定を設けております趣旨は、例外規定以外は一切いけないう、厳密な解釈で進むことになつておるのでありますから、御了承願ひます。

大橋委員

ただいま例外規定は厳密に解釈するというお答えでございした。が、従来のが國の労働運動におきましては、特に爭議に關連いたしまして、爭議の解決の一つの條件として普通に見られるところは、スト中の賃金の支拂ひの問題であります。すなわちスト中において就業せざることによつて失われた労働者の賃金を、解決の條件として、事業主が負担をする。また解決の一つの條件として、このスト中の賃金を支拂うばかりでなく、解決の際に事業主より金一封を出すというような慣習があつたのであります。が、このたびこの法律によりまして、この但書が厳密に解釈されるということになると、スト中の賃金の支拂ひを認めるがごとき、また爭議解決の際において、金一封を提供するといつたような解決の條件は、不当なものである。またさうな條件があらうとした場合には、その労働組合は將來労働組合としての保護を受け得られないという結果になるかと存じますが、明確なお答えをお願いいたします。

賀来政府委員

今度の経費の負担につきましまして、通してありますところの一つの原理は、ノーワーク・ノーペイであります。すなわち働かないのに、使用者が賃金を拂うということとは許さるべきではない。かような観点に立つておるのであります。従つて御質問の爭議中の賃金を支拂うということとは、御意見の通り、拂つた行爲が不当労働行為でありますとともに、それをもらひました組合は、手續に參與することができないということになるのであります。ただストの解決のために金一封をもらつたということにつきましましては、アメリカの例を見ても、ある程度許されておるのであります。その内容につきましましてはいろいろ問題もあると思ひますが、概念的にはストの解決のために金一封を出すということについては、この法律におきましては考へていないのであります。

大橋委員

どうもただいまのお答えによりましますと、金一封は含まない、こつち御趣旨ださうでございします。が、先ほど伺いますと、この但書は例外規定なるがゆゑに、きつめて厳密に解さなければならぬ、こつち言われて、ただいまそれが入らないといふのは、法律の構成として何か欠点があるのではないかと。もしはたしてさうなものが含まれないといふならば、この書き方では、ぐあいが悪いのではないかと思ひますが、いかがでございしますか。

賀来政府委員

ただいま申し上げましたのは、ストライキの解決の條件として、金一封を出すのであります。それが組合運営の経費になるといふような趣旨を持つておりますれば、これは間違ひであります。が、さうなものでなく、ただストライキ解決の條件として出したということでありましますならば、さしつかえないように考へてゐるのであります。

度許されておるのであります。その内容につきましましてはいろいろ問題もあると思ひますが、概念的にはストの解決のために金一封を出すということについては、この法律におきましては考へていないのであります。

大橋委員

どうもただいまのお答えによりましますと、金一封は含まない、こつち御趣旨ださうでございします。が、先ほど伺いますと、この但書は例外規定なるがゆゑに、きつめて厳密に解さなければならぬ、こつち言われて、ただいまそれが入らないといふのは、法律の構成として何か欠点があるのではないかと。もしはたしてさうなものが含まれないといふならば、この書き方では、ぐあいが悪いのではないかと思ひますが、いかがでございしますか。

賀来政府委員

ただいま申し上げましたのは、ストライキの解決の條件として、金一封を出すのであります。それが組合運営の経費になるといふような趣旨を持つておりますれば、これは間違ひであります。が、さうなものでなく、ただストライキ解決の條件として出したということでありましますならば、さしつかえないように考へてゐるのであります。

大橋委員

そういたしますと、ストライキに關連して組合がいろいろ費用を使つた。その費用を金一封によつて組合のために解決するということになりますと、これはスト解決の條件ではあります。が、同時に組合の

賀来政府委員

ただいま申し上げましたのは、ストライキの解決の條件として、金一封を出すのであります。それが組合運営の経費になるといふような趣旨を持つておりますれば、これは間違ひであります。が、さうなものでなく、ただストライキ解決の條件として出したということでありましますならば、さしつかえないように考へてゐるのであります。

大橋委員

そういたしますと、ストライキに關連して組合がいろいろ費用を使つた。その費用を金一封によつて組合のために解決するということになりますと、これはスト解決の條件ではあります。が、同時に組合の

運営のための経費ということになると思うのであります。そうでなく、組合に全然関係なく金一封を出す。たとえば組合幹部の慰労のためであるとか、そういったような費用ならばよろしいという、こういうお答えでありますよ。

○賀来政府委員 今日までの前例を見ておきますと、ストライキ解決のための金一封ということについては、いろいろのものがあつておるのであります。そのうち先ほど申しましたように、組合運営の経費としての金一封につきましては、これは出すこともまた受取ることもできない。ただ今御例示がありました、それは具体的には、その場合によつて決定せられるものと考えておるのであります。運営の経費に使われてはならない。かようなことを申し上げたのであります。

○大橋委員 ただいまのお答えは不明確を欠いておると思ひますが、しかしこの問題はこの程度にいたしまして、次に第五條の關係について伺いたいと思ひます。

まず第五條の立法の趣旨についてこの機会に明確にしたいと思ひます。従来組合の規約につきましては、記載事項を定めておりましたが、その記載事項の内容が、かくなつてくればならぬというような規定が設けられましては、このたびが初めてなのでございまして、これは従来組合の自由にかかされておりました組合規約の内容が、このたびの法律によりまして、著しく制限をせられたことになると思ひます。ございまして、いわゆる組合の自主性がその範囲におきまして制限をせられ

る結果になるではないか。これに對してこのたびの法律は、組合の自主性を尊重する趣旨であるということをしれば政府は言われるが、何ゆゑにかくのごとき制限を定め得るものが、組合の自主性を尊重することになるか、その点を詳しく承りたいと存じます。

○賀来政府委員 五條におきまして組合の規約に定むべき必要記載事項を書きましたのは、御質問にありましたように、組合規約というものは組合の憲法でありまして、みづから自主的に定むべきであるということには異存はないのであります。ただ今日までの状況を見ますと、自主性の問題と申しますよりも、労働組合法が期待してあります労働組合は、民主性の明確なものではなくてはならないのであります。しかるに今日までの状況を見ますと、組合の規約あるいは運営の状況におきまして、民主性というものを徹底させる意味から、遺憾な点が非常に多かつたのであります。さういふ意味合いにおきまして、当然のことではありまするが、組合は少くとも、これらの程度の最低限の民主性保持のための規約は備えなければならぬということを示しまして、組合には、その示された要綱に基いて自主的に組合規約をきめて行くということを期待してあるのであります。

○大橋委員 ただいまの御説明を伺いますと、労働関係の現在の事情から見ると、自主性を制限するといふことが結局組合の民主主義を高めるゆゑんである。こういうお答えのように伺つたのでございまして。そうしますと、今日労働組合の民主性、あるいは自主性を阻害しておるいろいろな事情があると

いうことを前提としなければならぬのであります。この前提につきましても、政府の側にもその原因をなしたものがあつたし、また使用者の側においても、その原因をなしたものがあつたし、また政府の政治的活動が、組合の自主性、民主性を阻害しておつたという部分も少くないと思ひます。また、政府以外の政治的活動が、組合の自主性、民主性を阻害しておつたという部分も少くないと思ひます。また、政府以外の政治的活動が、組合の自主性、民主性を阻害しておつたという部分も少くないと思ひます。

○賀来政府委員 組合の自主性、民主性につきまして、事業主がこれを阻害しておつた事実はどうかという御質問であります。今日までの状況は、日本の労働組合は企業別、あるいは企業場別に編成された傾向が強いのであります。従つて組合の参加すべき範囲をきめます場合においても、とかく線をはつきり引くことが、明確を欠いておつたといふこともあるのであります。さういふ点から、民主性を欠いておつたといふこともあるのであります。さういふ点から、民主性を欠いておつたといふこともあるのであります。

○大橋委員 組合の民主性を阻害しておつた原因として、しばしば関係筋の声明にもあげられておられますものは、政党の政治活動が組合の民主性を阻害してゐる。いわゆる政党のフランク活動、はつきり言えば共産党のフランク活動が、組合の民主性を今日まで阻害する大きな原因をなしたと言われておるのであります。その点について、労働省の御認識の程度をお伺いしたいと思ひます。ことに共産党の組合内におけるフランク活動の実情なり、あるいはまたそのフランク活動によつて不当に労働争議が導かれた、あるいはまた解決が遅延されたといふような事例を持つておられますかどうか、その点をお伺いいたします。

○賀来政府委員 労働省といつたしましては、労働組合というものが自主性、民主性を明確に持ちまた責任性の明確な組合でなければならぬといふことでやつて参つたのであります。従いましてフランク活動の結果どうこうといふことについて、フランク活動自体を、かれこれわれわれとして批判をいたすつもりはないのであります。問題はフランク活動によつて組合の民主性、自主性というものが阻害されることについて、非常に留意をいたしてゐるのであります。ただいま御質問の事項に關しましては、どの組合がどうであつたかといふことにつきまして、これがフランク活動であつたかどうかといふことを調査することは、非常に至難な状況でありまして、おおよそさうであらうといふことの資料は持つてゐるのであります。

○大橋委員 この條の第七号によりまして、このたび会計につきまして組合外の会計監査人を置かなければならぬことになつたのでございまして、この結果をいたしまして、当然組合はその会計監査人の費用を負担しなければならぬことになると思ひます。その結果が、この費用の見積りはどの程度でありますか。また第七号によりまして、この会計が組合員に年一回公表されることになりまして、その公表の際に、費目の区分をある程度明確しなければ、ただ収入が全体で幾らで、支出が全体で幾らであるといふような公表では、これはその実益がないと思ひます。これはその会計報告をなす際の歳入歳出の費目の区分については、どういふふうな考えでございましてやうか。

○賀来政府委員 今回の法案の規定によりまして、職業的な専門の会計士によりなればならぬといふふうに解釈せられます。そうなりますと、現在の会計法によりまして会計士によらなければならぬ、かようなことになると思ひます。おのづから、現在の会計士は一体どのくらいの謝礼をとつておるか、これはまだ詳細に具体的に調べておりませんが、一件二千圓程度といふふうな話を聞いております。この点に關しましては、御意見にもありまして、この組合が小さい組合であります場合には、負担することが困難であらうとも考えられております。その際におきましては、小さい組合が地域的に一つのフェデレーションをつく

ますが、これはいづれまた、もう少し詳細に調べましてお答えをいたしたいと考えております。

○大橋委員 この條の第七号によりまして、このたび会計につきまして組合外の会計監査人を置かなければならぬことになつたのでございまして、この結果をいたしまして、当然組合はその会計監査人の費用を負担しなければならぬことになると思ひます。その結果が、この費用の見積りはどの程度でありますか。また第七号によりまして、この会計が組合員に年一回公表されることになりまして、その公表の際に、費目の区分をある程度明確しなければ、ただ収入が全体で幾らで、支出が全体で幾らであるといふような公表では、これはその実益がないと思ひます。これはその会計報告をなす際の歳入歳出の費目の区分については、どういふふうな考えでございましてやうか。

○賀来政府委員 今回の法案の規定によりまして、職業的な専門の会計士によりなればならぬといふふうに解釈せられます。そうなりますと、現在の会計法によりまして会計士によらなければならぬ、かようなことになると思ひます。おのづから、現在の会計士は一体どのくらいの謝礼をとつておるか、これはまだ詳細に具体的に調べておりませんが、一件二千圓程度といふふうな話を聞いております。この点に關しましては、御意見にもありまして、この組合が小さい組合であります場合には、負担することが困難であらうとも考えられております。その際におきましては、小さい組合が地域的に一つのフェデレーションをつく

○大橋委員 次に第八号に關連いたしまして、このたびストライキは組合員の投票によつてきめなければならぬという事になつておりますが、從來の労働組合におけるストライキの開始の決定が、どういふふうに行われて

次に問題は労働争議の終期の問題であります。これをいつ、どうして終らせるかということに關しましての規定を持つておるものは、ほとんどないのであります。これも事實上、また最後の争議の妥結の段階に入つて参りますと、闘争委員会ではほぼこれを決定する。これは大衆討議にかけられる場合も多いのであります。無記名直接

○大橋委員　そういたしますと、この規定は刑法三十五條を拡張したりするといふ意味の、刑法三十五條に對する修正の意味の規定ではないといふふうに了解してよろしいわけですか。

きものと了解をいたします。

○高橋(一)政府委員 御意見の通りと
考えます。

○大橋委員 この第一條第二項の規定
は、主として争議行爲において問題に

○高橋（一）政府委員　今回の改正で暴力否定の精神を強く出したのでありますが、この関係で問題となるものを、実際に扱いました事例で申し上げてみますと、まず団体交渉の段階におきまして、いわゆる監禁してこれに、場合によりましては暴行を加えるというような事案がございます。それから組合が一つにまとまるために、ピケッティ

ングをいたしますが、これがいわゆる平和的なビュッティングの限界を越えて、暴力によつていわゆる反スト派をスト派に引き込むというふうな事例も相当に出たのであります。それから生産管理の場合などにおきましては、暴力事犯が相当多数出ているのであります。たとえば工場を占拠することが、生産管理などにおきましては前提になるものでありますが、その場合に必要の器材等を組合側の手に収めるために、会社側の者に対して暴力を振う、あるいは倉庫の破壊を行うとか、さらに進みましては、工場明渡しの仮処分執行に対して、暴力によつてこれに反抗するというような事例があつたのであります。ほかにもいろいろあるかもしれませんが、ちよつと思ひつきます事柄としては、そういうものが相当のウェイトを持つておると思ひます。

んかもしやばり免責される場合があるのではないかと一ふに思ひます。ほかにもあると思ひますけれども、ちよつと思ひつきましたのは、そのようなものであります。

○大橋委員 ただいま私の伺ひましたのは、この規定によつて免責を受ける行為ではないかと、免責を受ける行為で、普通考えられる行為は、どういう行為かということが伺ひたかつたのであります。

○高橋(一)政府委員 お伺ひの趣旨を誤解しまして、たいへん失礼いたしました。免責を受けます方としては、罪名によつてただちにこれは必ず免責されるというふうなことは、ちよつと考へにくいと思ひます。ただ免責される場合のあるものといつたしまして、たとえば脅迫罪の程度の軽いものでありますとか、それから暴力行為処罰に関する法律の中に、集團的に面会強請、あるいは強談威迫というふうなものがあるのであります。これ

かえないではないかということに、われわれの方の考へがなりまして、議が熟したものでありますから、今回の改正案に織り込むことになつたのであります。

○大橋委員 ただいま免責を受ける行為としておあげになりましたが、このたびの規定には但書がついて、暴力の行使は入らない、こういうことにはつきり規定をせられたわけでございます。この但書の規定というものは、従来労働省の発表されておりました試案の中にもなかつたのでございまして、今度突然にこの但書を入れてはつきりされるようになりました動機は、一体どういふことであつたか、伺ひたいのであります。

○高橋(一)政府委員 この組合法第一條第二項は非常にわかりにくいものである、従つて何とかこれを、だれが読んでもわかるように明確にしたいといふことは、各方面からの御要望がありましたし、われ／＼自身としても非常に考へて参つたのであります。何分にも非常にデリケートな点を含んでおりました、文章に表わすということが、たいへん困難であつたのであります。しかしそれを何とか、全部を解決しないまでも、はつきりした点の一つづつ解決して行つても、その方が現状ではいいのではないかと、こういうふうな意見も相当にありまして、そのためにもある程度案を練つてみたのであります。が、どれも帯に短かしたすきに長しというふうなところがありまして、結論に至らなかつたのであります。暴力否定という点につきましては、これで全部カバーするわけではないけれども、これならばはつきり言つてさしつ

て許されたと解釈するのは、これはとんでもない話なのであつて、それよりもこの規定において問題となりますのは、實際争議行為として暴力以外のものがむしろ問題になる場合が多いのではないかと、たとえば先ほどおあげになりましたような種類の暴力行使に当らないところの行為のうち、いかなるものがこの規定によつて免責されるかというところが問題に實際なるのではないかと、また特に作爲犯よりも不作爲犯の場合において、性質上この免責規定の適用の有無が問題になる場合が多いのではないかと、こういうふうに考へるの

○高橋(一)政府委員 お伺ひの趣旨を誤解しまして、たいへん失礼いたしました。免責を受けます方としては、罪名によつてただちにこれは必ず免責されるというふうなことは、ちよつと考へにくいと思ひます。ただ免責される場合のあるものといつたしまして、たとえば脅迫罪の程度の軽いものでありますとか、それから暴力行為処罰に関する法律の中に、集團的に面会強請、あるいは強談威迫というふうなものがあるのであります。これ

○大橋委員 元來暴力の行使が、労働争議において許されるということとはあり得ないわけでありまして、この点については前から疑ひはなかつたと思ひます。この点については、しかしいろいろ労働界の事情から見て、はつきりする必要があるのだ、こういうふうなお認めになつたとすれば、それでもよろしいかと思ひますが、私自身の考へといつたしましては、むしろ暴力の行使のごときものが、組合法の従來の規定によつて許されたと解釈するのは、これはとんでもない話なのであつて、それよりもこの規定において問題となりますのは、實際争議行為として暴力以外のものがむしろ問題になる場合が多いのではないかと、たとえば先ほどおあげになりましたような種類の暴力行使に当らないところの行為のうち、いかなるものがこの規定によつて免責されるかというところが問題に實際なるのではないかと、また特に作爲犯よりも不作爲犯の場合において、性質上この免責規定の適用の有無が問題になる場合が多いのではないかと、こういうふうに考へるの

○高橋(一)政府委員 御意見もつてもございまして、われ／＼といつたしめても、そういうきわめて問題となる点を解決し得れば、何よりであるといふふうに考へております。しかしこれは相當具體的に判断すべき問題でありまして、あらかじめ畫一的に規定することは、結局抽象的になりまして、なか／＼うまい表現が見つからないといふこともございまして、まだそういう運びまで行つておらないのでござい

いたしまして、業務妨害罪、信用毀損罪、あるいは家宅侵入、あるいは先ほどおあげになりました脅迫罪、あるいはまた各種の過失によるところの犯罪である。こういうふうなもののに實際の問題が多い。暴力行使以外の方が問題が多い。そういうものをこの機会にはつきりすることが、實際上必要である。こういうふうには考へるのではありませんが、その点につきまして法務廳としては、どういふお考へをお持ちでございましょう。

○高橋(一)政府委員 われ／＼の立場をいたしましては、檢察の運用の問題をいたしまして、この條項を考へておるのではありません。従ひましてただいまお尋ねのような争議全体の性格を判断して、それによつてどうするといふような点につきましては、檢察の問題をいたしましては、にわかには申し上げにくいのではないかと一ふに考へておるのであります。

○大橋委員 そういたしますと、不當なる労働争議、これにはいろいろ考へられるでありましようが、少くとも法律の要求する要件を満たさないところの労働争議は、不当と言ひことがで

うな場合でありまして、たとえば平和的にストが行われておるといふような場合には、それ自体では、まだどの刑罰法令にも違反するという事になりませんので、やはり個々の行爲、あるいは個々の行爲の集まりを見て、それが何らかの刑罰法令に当つた場合場合に、その当、不当を論ずるにあたりまして、あるいは協約違反である、あるいは規約の手續をふんでないというよゝうなことが考慮せられるのであるといふふうに考えております。

は、一切この第二條の第二項の規定は、適用がないんだという意味であるか。その場合においても、個々の行爲によつて、暴力行爲であるとか、特別な不当であるとせられるところの行爲以外の行爲、すなわち先ほどの、平和的に多数で面会を要請する行爲であるとか、あるいは平和的な手段によるところの信用毀損、あるいは業務妨害、それからビケッティング、そういうた行爲がこの第二項によつて免責されるかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

えに、不当としている点は明らかだと思ふのです。しかし從來の觀念から言へば、不当でも何でもない行爲なんであるが、特に労働關係の實情から見て、労働者を保護し、労働者の團結權、團體交渉權を擁護するという上から見て、これらの行爲を特に不当とする、こういう意味ではないかと思ひますが、いかがでございましょう。

○賀來政府委員　御意見の通りであります。

○大橋委員　なお、この第一号に、勞

○大橋委員　もう一度はつきり伺いたいと思いますが、正当なる手続によらずして引起されました労働争議におきまして、先ほど例としてお述べになりましたところの、多数が面会を強要した、こういう場合において、その面会強要の行爲は、この第二項によつて免責され得るのでございましょうか、それともそれは争議それ自体が不当なるがゆえに、その行爲は刑罰法令に触るものとして処断しなければならぬのでありますか、この点を明確にいたしたいと思ひます。

す。

○高橋（一）政府委員　どうも御質問が……

○大橋委員　ただいまの点はこの規定運用上非常に重大な点だと思ひますので、まだ委員会もなかくありますから、その間にひとつ適當な機会にはつきりした御答弁を、どなたからかお願いしたいと思ひます。

次にやはり正当、不正當に關連して來る問題でございますが、今度は第七條の不當勞働行爲についてお聞きしたいと思ひます。私は第七條の不

働組合の正当な行爲をしたことのゆゑをもつて不利益な取扱いをしてはいけ
ないという規定がございますが、この
正当なる行爲というものは、先に第
二項の場合にも、正当な行爲であ
るかどうかという点をお伺いたしま
したが、この場合において、正当な
行爲というものは、組合規約に違反
し、あるいは労働協約に違反し、あ
るいは第九條その他の法規に違反し、労
調法の手続をふまずに行われた爭議と
いつた場合においては、この正当な行
爲としての保護を與えないという趣旨

○高橋（一）政府委員 具体的な問題に入りませんと、ただいまのような点は非常にお答えがむずかしいように感じているのであります。理論的に言いますれば、そういうような場合、すなわち争議が合法的な手続というものには必ずしもよつていないというような場合に、そのゆえに不当であるというふうなかりに言えますれば、そのような争議を行うための争議行為というものは、この條項によりまして、免責されないというふうに申し上げてよいと思うのであります。ただその場合の手続の可否が、争議全体の当、不当を左右

当労働行爲というものは、本来事業主の行爲として正当な行爲であるけれども、しかしながら労働關係において、労働者の團結権、團體交渉権を保護するために、特にこの法律の規定によつて、これらの行爲を不当としたものである。本來社会的に見て不当な行爲とは言えないけれども、しかし労働關係という今日の労働事情から見て、不当なる行爲である。こういう意味の行爲であると思ひますが、いかがでございましょう。

もう一度……。この不当労働行爲というの、社会的に見て不当なるがゆゑに、

でございますか。

○高橋（一）政府委員 労働組合法で争議行為として正当な行為という場合には、一條におきましても、本條におきましても、同じ内容であると考えます。

○大橋委員 そうすると先ほど申し上げましたような、目的により、あるいは手続によつて、不当なりとせられるところの労働争議をなした場合においては、第七條の第一号の規定は適用がない、こういうふうに考えてよろしゅうございますか。

○高橋（一）政府委員 一應そう、よろしい。

○大橋委員 それでは一日に十万円とお定めになりましたのは、どういう理由でありますか。

○高橋(一)政府委員 十万円以下で裁量をすればよいのではないかと。そのわけとしては、いろいろ大勢の従業員を相手とする行為でありますので、十万円くらいあれば最も重い場合が処理できるのではないかと、いうふうな考えに基くものであります。

○大橋委員 私の質問の趣旨は、十万円を聞いていたのではなく、第三十二條に「当該命令が作爲を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円」とありますが、本文の十万円ではなく、この括弧内の一日十万円とした理由はどういうわけですか。

○高橋(一)政府委員 御質問の趣旨を正確に把握しておられぬかしりませんが、括弧内の十万円というものは、外にありますが十万円と同格であります。結局この十万円以下で処理するということになります。

○大橋委員 一日については十万円以下でありまして、十日に対しては百万円以下、こういうことになると思うのでありますが、一つの行為に対して、初めにやれば十万円で済み、十日先になると百万円というふうに、日数によつて金額をお上げになりました理由は、どういふわけですか、伺いたいのであります。

○高橋(一)政府委員 一日も早くその履行をせよという趣旨であります。

○大橋委員 一日も早く履行せよということとは、結局秩序を繰返すことによつて、精神的に事業主をして履行させるように強制することであつて、こ

れは一つの強制執行の方法としての間接強制ではないかと思ひますが、どうでありますか。

○平賀説明員 ただいまの点御説明申し上げました。作爲を命じた場合、「その命令の不履行の日数一日につき十万円」といたした理由は、ただいま検務局長から申し上げましたように、履行を強制する、民事訴訟法の間接強制式の考え方を採用したわけでございます。

○大橋委員 そうすると、それは罰としての過料ではなく、間接強制としての過料である、こう解釈してよろしいでしょうか。

○平賀説明員 そうではございませんで、間接強制制ではありませんが、やはり罰であります。

○大橋委員 罰ではありませんが、しかし間接強制制としての効果も期待しておる、こういうふうにお答えになりましたが、私はもし間接強制制としての効果を期待するならば、その方法といたしましては、將來において不確定な罰を與えるよりも、むしろ事前に金額を確定して、その委員会の命令の中なり、あるいは裁判所の決定の中において、この命令に従わざる場合、この決定に従わざる場合に、一日において幾日の過料を科する、そうしてその不履行に對しては繰返して科する、こういうことをむしろ最初から確定しておくことの方が、はるかに効果的ではないかと思ひます。その点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○平賀説明員 ただいまの御意見、間接強制制としてならば、そういうことが可能だと思ひますが、過料として、それはいわば停止条件付で過料を科するということになり、その過料として是不適當ではないかと思ひます。それからさらに労働委員会なり、あるいは裁判所の命令があり、また場合、それに従つたか、従わなかつたかというものが必ず問題となるのであります。それから、あらかじめ罰を科しておき、また、はたして従つたか、従わなかつたかということについて、やはり非常に問題が起ります。使用者の方では従つたと言ひたいし、労働者の方では従わなかつたと言ひたい、困難な問題が生ずるであらうと思ひます。従ひまして、やはり過去の不履行の日数に應じて過料の額を定めることにする方が、事柄を簡明に運ぶ道ではないかと思ひます。

○大橋委員 あらかじめ罰を科するといふのではなく、不履行の際において科せらるべき過料の額を、あらかじめ予定しておくというのを私は言つたのであります。その方が實際効果的ではないかというのを申し上げたのであります。その点はいかがでありますか。

○平賀説明員 それは間接強制制としてという御趣旨でございますか、それとも過料としてでございますか。

○大橋委員 間接強制制であらうが、過料であらうが、とにかくこの法律の目的は、事業主が違反した場合に國家に金をとられる。こういうことによつてこの履行を強制しようという趣旨でありますから、その日の不履行に對して幾ら取られるぞというのを、あらかじめ予定しておくことの方が、事業主として強制される度合いが強い、またその方が有効ではないか。こういう意味なんではないか。

○平賀説明員 先ほども申し上げましたように、労働関係という特殊事情から申しまして、一般の債権、債務のようなものであります。一定額の金を支拂つたとか、あるいは動産、不動産を引渡したとか、引渡さないとかで、そういうことの履行があつたかどうか、非常に明確にわかるのであります。この不當労働行為の關係におきましては、その点が必ずしも明確でない場合が多いのではないかと。命令違反があつたかどうかについて、労働者とおそれましたために、事後のものについて過料を科するということにしたのであります。もしあらかじめ科しておきますと、従つたか従わなかつたかということについて、さらにまた裁判所の判断を仰がなければならぬという問題になるのではないかと。そういう疑念からでございます。

○大橋委員 あらかじめ定められた場合に、違反があつたか、なかつたかという事実を確定する点においてだけ、裁判所の判断を仰がばいいわけでありまして、手続としても、むしろ初めに過料の額を予定しておくことの方が、簡明瞭であると思ひます。その点が、その点はいかがでございますか。

○平賀説明員 結局今の御意見のように、問題になればやはり裁判所は関係しなければならぬということになりますので、その点の煩雜を防ぎますために、最後の裁判所の判断で間に合はせようというのが、この考えでございます。そうしてあらかじめ制裁の額を定めるかわりに、この法律でもつて最大限これだけの罰が科せられるということとで、この法律自体が間接に強制する作用を営むという考え方でございます。

○大橋委員 この過料は、從來の法規から見ますと、一つの新例であると思ひます。かような新例がこの新しい労働関係を規律するために開かれたこと、これは、一つの理由があつたことと思ひます。その一つの理由が、私の希望するところは、この一つの新例を採用するだけのお考えがございましたならば、むしろさらに一步を進めまして、私の申し上げましたような新しい行き方も考慮に入れてやつて行く方が、より有意義ではないかという点なのであります。しかしこれ以上は議論になりませんから、この点については申し上げませんが、私自身もいたしましては、あらかじめ過料の額を予定しておくことの方が、強制としてはより効果的である、こういう考えを持つものでございまして、しかしこの点もまた、政府とせられまして、將來せつたか、どういふ新しい制度を取入れようという際でございまして、罰は必ずあるとからでなければいけないという既成の觀念にとらわれることなく、新しい考え方を自由に取入れられて、御研究くださるように切に希望いたしますのであります。なお、労働大臣がお見えになりましたら御質問申し上げたい事項、それから先ほどの行為の当、不當の問題につきましては、保留をいたしまして、午前の質問を終りたいと思ひます。

○倉石委員長 この際委員長より政府に申し入れておきたいと思ひます。先ほど大橋君の質疑されました一條二項

及び七條の点につきましては、非常に重大な問題でありますので、なるべくすみやかな機会に、これを委員会に表明せられることを希望いたします。

これにて暫時休憩いたしまして、午後一時四十分より再開いたします。

午後零時四十五分休憩

午後二時三十分開議

○倉石委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。篠田弘作君。

○篠田委員 労働大臣がまだお見えになりませんが、政務次官でつこうでありますから、答弁願います。

今度の労働組合法並びに労働法の改正の問題につきまして、この改正がまだ案ができていないうちから、相当労働組合その他の方向におきまして、反対があつたわけでありまして、それはどういふことであるかと申しますと、要するに労働組合法が改悪されるということでありまして、もちろん案ができていないうちに、改悪であるという考え方も、少し軽率ではありますけれども、一般的には労働組合においてそういう議論があるし、またそういう意向を持つていてる人が非常に多かつたのであります。これに對しまして、一般的に申しますれば、民自党内閣は保守内閣である。そういう意味において、保守党の出すものは改悪であるという觀念と、また一部の方向からの、何と申しますか、示唆と申しますか、煽動と申しますか、そういう面もあつたて力があつたと思つておりますが、私はこれはこの原案につきまして、しばしば、十数回もしくはそれ以上にわたつてこれを検討し、審議したのでありますけれども、この労働組合法の改正と

いうものは、ある意味において、いわゆる労働組合の民主性というものと自主性というものを確立した点におきまして、むしろ非常に進歩的ではないかというふうにも考えられるのであります。ところが、そういうたわれ／＼の考え方というものが、一般的に労働階級に受入れられるかどうかということ、そこで私たちといたしましては、この労働組合法が民自由党の絶対多数の力によつて改悪されて、しかもそれを議會で押し切つたというふうに見られるということは、まづたゞこれは本旨と違つて考えます。そういう意味において、労働省の關係諸君は、この労働組合法の改正というものが進歩的なものである、あるいは改正であつて改悪ではない、どこが非常に進歩的であるかという面について、多分確信を持つておられると思つております。そういう点がありましたならば、政務次官でも労働局長でもかまいませんが、そういう点についての御説明をひとつ願ひたいと思つております。そしてはつと、改悪でないという一つのポイント、一般に明示されたいというのが一つであります。

いま一つは、一般的な問題ではあります。逐條的な問題になりますけれども、労働組合の団体交渉であります。その交渉の打ち切りというものがつきまして、相手方が不当であつた場合には、その団体交渉を打ち切ることができ。こういう條文であります。その団体交渉が不当であるということと、内容を不当であるというところ、二つにわけることができ

ると思つて、どういふやり方をすれば拒絶することができ、すなわち不当労働行為であるか、どういふ内容の場合においては不当労働行為であるか。私は北海道で、ことに第四区であります。かつて美唄の人民裁判におきましては、御承知の通り三十数時間わたつて交渉が継続されたけれども、相手はかわるけれども本人はかわることができない。こういうような場合もあるのであります。もちろん現在の常識から申しますれば、そういうことは不当な交渉の仕方であると考えられておりますけれども、しかし不当であるかないかということは、もちろんそのときの現実の面についての判断であります。大體の基準というものは、どういふやり方をすれば不当であるかというところが、はつきりしてないけれども、ばならないと思つております。そういう意味合いにおきまして、どういふやり方をした場合に不当の交渉とみなすか、どういふ内容を持った場合に違法とみなすかという問題についての、労働省、政府側の御見解を説明していただきたい、こう思つております。

○山崎(岩)政府委員 篠田委員にお答え申し上げます。ただいま皆様方の御審議をいただいておりますところの労働組合法案並びに労働法案に關しまして、世間では、まだこの法案が議會に上程されないうちから、とかくこの法案を批判するものがある。これは、まず第一案、第二案というものをとりまして、公聴会にかけて、いろいろ／＼な方面において意見を聴取いたしました事実がございます。そこで一案、二案につきまして、世間ではいろいろの批判を加えたわけでありまして、けれども、労働省といたしましては、すでに現行法が実施されて三三年の時日を経過しております。労働法におきましては二年半の時日を経過しております。そしてこの現行法といふものは、旧憲法の施行時代につくり上げられたものであります。ので、ただいまの民主憲法の施行されるので、ただいまの民主憲法の施行される趣意に異なしております。そこで新憲法にマッチするよう法律をつくりまして、労働法といふものに、ここにしっかりと基礎の上に日本の再建、経済再建をはかつて行かなければならぬ。そのためには、現行法に欠けておる点もあつたので、その点を整備して行かなければなりません。また体裁等におきましても、新憲法にマッチさせて行かなければならぬことは申すまでもございませう。そこで、どこまでも整備充実をはかつて行こうという趣旨のもとに、立案をいたすことになつたのであります。が、労働者という大きな団体を向うにまわしまして、この法律がこれらの人の血となり肉となつて、ほんとうの民主主義的な、しかも自主的な労働組合を運営して参りますことのために、労働者諸君も、また國民も、どういふ批判を加え、どういふ考えを持つつかという点を打診する必要がござ

えんと思つて、どういふやり方をすれば拒絶することができ、すなわち不当労働行為であるか、どういふ内容の場合においては不当労働行為であるか。私は北海道で、ことに第四区であります。かつて美唄の人民裁判におきましては、御承知の通り三十数時間わたつて交渉が継続されたけれども、相手はかわるけれども本人はかわることができない。こういうような場合もあるのであります。もちろん現在の常識から申しますれば、そういうことは不当な交渉の仕方であると考えられておりますけれども、しかし不当であるかないかということは、もちろんそのときの現実の面についての判断であります。大體の基準というものは、どういふやり方をすれば不当であるかというところが、はつきりしてないけれども、ばならないと思つております。そういう意味合いにおきまして、どういふやり方をした場合に不当の交渉とみなすか、どういふ内容を持った場合に違法とみなすかという問題についての、労働省、政府側の御見解を説明していただきたい、こう思つております。

○山崎(岩)政府委員 篠田委員にお答え申し上げます。ただいま皆様方の御審議をいただいておりますところの労働組合法案並びに労働法案に關しまして、世間では、まだこの法案が議會に上程されないうちから、とかくこの法案を批判するものがある。これは、まず第一案、第二案というものをとりまして、公聴会にかけて、いろいろ／＼な方面において意見を聴取いたしました事実がございます。そこで一案、二案につきまして、世間ではいろいろの批判を加えたわけでありまして、けれども、労働省といたしましては、すでに現行法が実施されて三三年の時日を経過しております。労働法におきましては二年半の時日を経過しております。そしてこの現行法といふものは、旧憲法の施行時代につくり上げられたものであります。ので、ただいまの民主憲法の施行されるので、ただいまの民主憲法の施行される趣意に異なしております。そこで新憲法にマッチするよう法律をつくりまして、労働法といふものに、ここにしっかりと基礎の上に日本の再建、経済再建をはかつて行かなければならぬ。そのためには、現行法に欠けておる点もあつたので、その点を整備して行かなければなりません。また体裁等におきましても、新憲法にマッチさせて行かなければならぬことは申すまでもございませう。そこで、どこまでも整備充実をはかつて行こうという趣旨のもとに、立案をいたすことになつたのであります。が、労働者という大きな団体を向うにまわしまして、この法律がこれらの人の血となり肉となつて、ほんとうの民主主義的な、しかも自主的な労働組合を運営して参りますことのために、労働者諸君も、また國民も、どういふ批判を加え、どういふ考えを持つつかという点を打診する必要がござ

いました。そこで公聴会を開きまして、各方面にわたつてのいろいろ／＼な意見を聴取いたしました。最もよい案を立てようという考えのもとに、ただいま上程されたところの法案が、これが一番いいんだ。現下のこの政局に上から言ひまして、経済再建という重大な時期に到達しております。ただいまの時期にいたしましては、この法案が一番すぐれたものである、一番時宜に適したものである、こういう考えを持つて、実は上程する運びに相なつたのであります。従ひまして、この法案の内容をよく調査もせず、研究もしないでもつて、ただ單に改悪であるかのごとき批判を加えるということは、私どもとしましては、當つてないものといふふうに考えております。ただいま皆様方の御審議をいただきました。初めてこの法案の全貌が明らかにされ、また政府側と皆様方との間におけるところの質疑應答におきまして、十分に検討を加えられまして、初めてこの法律案の考えるところがどうか、これがはたして経済九原則実施に伴つて、日本の再建のためにどういふお役に立つものであるかということが、明らかにされて来ると思つておるような次第であります。決して労働省といたしましては、改悪なものであるとは思つておりません。御了承をいただきたいと思います。なほ、こまかな点につきましては、労働局長から説明いたさせたいと思つております。

○賀來政府委員 政務次官のお答えに對しまして、補足的に私から申し上げたいと思つております。全体といたしましては、不明確な

点、あるいは欠けた点を補正をいたしましたのでありますが、具体的に申して参りますと、まず第一條の第二項の但書におきまして、労働組合の正当なる行為といふものにつきまして、注意を喚起いたしておる点であります。これは今日まで、社会通念上、正当な行為といふのは当然わかるであろうというふうな考えで参りましたのが、一部指導者の間違つた指導もあつたかもしれませんが、労働者がそれがために刑法上の違法の行為を犯しまして、処罰をされたという例もあつたのであります。これらの点は、たとえて申しますならば、今度は書いてありますように、「暴力の行使は」というふうな書き方をするによりまして、注意をいたしますと、いたすなら犠牲者を労働者から出さずに済むんじゃないかという点であります。

第二條におきまして、從來非常に不明確であつた点、たとえて申しますならば、組合に加入いたします者の範囲が不明確だとか、あるいは経費の点、主たる経費という程度でありましたがために、労働組合が自主性を失つたりいたしておるのであります。これらの点を明確にいたしました。これらに紛議が起らないように、労働組合が自主性を失わないというふうな点に注意した点であります。

第三は、從來労働組合は、設立いたしましたと届出をいたします。またそれに対して、行政官廳が資格の審査をし、あるいは規約の変更を命じ、違法的な行為に出ますと、裁判所は解散を命ずる。審査の結果もまた解散になる。かような場合がありました。が、今度は自由設立主義を徹底いたしました。まして、労働組合といふものは、憲法二十八條に基きまして、いかなる團結をしてもよろしいのであります。ただ法律が保護をいたすという関係もありまして、組合は最小限度かような規約を備えておらなければならぬということを示しておるのであります。

その次は、不当労働行為の範囲を明確にし、拡充をいたしておる点であります。從來の法律におきまして、第十一條におきまして、不当労働行為の問題は取上げられておつたのでありますけれども、過去三箇年の経験によりまして、十一條違反の事件は逐次増大をいたしております。のみならず、このために被害をこうむる労働者の被害の程度が、時間的にも量的にもだんだん多くなるといふ傾向になつておつたのであります。これに對しまして、今度はその不当労働行為の範囲を明確にし、また拡充いたしますとともに、從來はこの処分につきましては、裁判所がやつておりました。ただちに原状回復を命ずる等のごとなかつたのでありますけれども、今度の法案におきましては、労働委員会が原状回復を命ずることができて、遅くとも三十日以内には、この問題が基本的には片づいて行くというように書いておる点であります。

まず。この点の参考の資料は、すでに先般差上げてあります。結果におきまして正当なる判断といふものは、なか／＼下しにくい状態にあつたのでありますけれども、今度は迅速にこれを処理するといふ意味におきまして、労働委員会の権限を拡充いたしますとともに、さらに地方労働委員会と中央労働委員会との関係を調整いたしました。全体的な争議あるいは紛議といふようなものが、秩序正しく、一つの統一された方針のもとに片づいて行くようにいたした点であります。以上が大體今度の法案におきまして、現行法よりも改正したといふことが言える点であります。

結論をいたしましては、労働組合と使用者との間の対等なる、正常なる関係を明確に調整いたしますとともに、労働組合の自主性、民主性、特に九原則が至上命令となつております。今日、労働組合の責任性を明確にいたしました点、これらが改正になつたものなる点、これらが改正に成つたものなる点、次に団体交渉の問題であります。第七條の第二項におきまして、団体交渉に應ずる義務を使用者側に課しております。ただし正当な理由があつた場合には、これは拒み得るといふ意味の規定になつておるのであります。正当な理由と申しますのは、この団体交渉は労働組合にとりましては、最も重要な仕事の一つであります。これが秩序正しく、平和に行われることが必要であることは申し上げるまでもないと思ふのであります。団体交渉といふものは、平和的にかつ秩序ある交渉が行われなければならない。その交渉が平和的にまた秩序正しく行われな

いことになりまして、団体交渉がうまく妥結することができないのは、今日まで三箇年間の経験から申しまして、も、当然であります。なおまた一條二項但書にありますが、すなわち一、すなわち刑法の上からも免責にならないような行為に出ました事例が、今日まであるものであります。その結果が有罪になつた事例も多くあるのであります。が、さういふ行為、すなわち脅迫的に行つたり、あるいは長時間にわたつて監禁をいたしたり、また多数の人間に危害を及ぼすおそれのある、あるいは及ぼすような事件が起きるような場合は、これはもちろん正当な団体交渉とは言えないのであります。かような状態におきましては、使用者は拒み得るものと考へるのであります。もちろんこれらが正当であるかどうかといふことにつきましては、労働委員会がその判定をいたし、最後の判定は裁判所がその決定をいたすことと考へておられます。平たく申しますならば、平和的にかつ秩序ある団体交渉、これは一般的な社会通念からも出て来ると考へるのであります。かような社会通念に基いて行われ、また団体交渉であり、拒み得るならば、これは拒み得ないと思ふのであります。

○議田委員 私の質問の中の、最初の労働組合の民主性を確立するといふ意味における、今回の労働法の改正といふものに対する説明は、大體において了承いたしました。ただ第二の、いわゆる団体交渉の場合、平和的な秩序あるものというお話であります。それはもちろん平和的で秩序あれば、これは問題ないものであります。また違法なものはもちろんこれはいけないと思ふのであります。が、そういう場合には何が違法であるかといふことは、結局労働委員会と裁判所が決定するといふことでは、それはちよつと満足できないわけでありまして。たとえば団体交渉を打切るといふことは現実の問題で、片方は団体交渉を打切る、片方は打切らないといふ場合には、当然そこに問題が起つて来る。もちろん片方は、労働組合法によつて交渉を拒むことはできないといふことを、たてにするのであります。片方は、この交渉の仕方は不当であるといふことを、たてにするのであります。そこにおのずから見解の相違が生れて来るのであります。それによつてまた暴力も生れて来るであらうし、あるいはまた喧嘩も生れて来る、無秩序も当然生れて来ると思ひます。そこで大體において何が不当であるか、交渉を打切る基準が明確でなければいけないと思ひます。たとえば時間が長時間にわたるといふ、その長時間といふのは、一何時間か長時間であるかといふ問題が、そこに生れて来るのではないかと。たとえば労働者の勤務時間八時間という場合、その交渉が八時間を越えた場合には、長時間といふことができるかどうかといふ問題がそこに一つ起つて来ます。それから、たとえば夜であれば、十二時になつた場合には、それから先は長時間であるかどうかといふ問題もそこに起つて来ると思ひます。場所をいたしまして、当然労働組合と資本家は対等の立場でありますから、炭鉱の争議であれば、会社の事務所においてそれをやるというふうなことは、これは普通の常識であります。

が、その場合、労働組合も資本家も対等であつた場合に、労働組合が労働組合の事務所においてきよりの交渉をやつてくれと言つたような場合において、それに應じて労働組合の事務所においてやらなければならぬ義務があるかどうか。あるいは労働組合の指定する場所においてやる義務があるかどうか。たとえば炭鉱なら炭鉱の事務所あるいはクラブにおいて交渉が継続されたときに、労働組合がこの場所には不適当であるから表へ出てくれ、あるいはどこか場所をかえようと言つた場合に、それに應ずる義務があるか。それを拒んだ場合には、それは不当なところの行爲であるかどうか。そういう問題が一つあります。それから交渉が多数を相手とするという場合、何人として制限をすることができかどうか。あるいはまた夏暑い場合に、炭鉱の争議の場合などは窓を開いてやる、その窓には何百人という労働者が外からのぞいてゐる、あるいはまたその中へ入つて來てゐるという場合に、勢い自分たちの生活の問題であるから、やじも飛ぶだろうし、喧嘩にもなる、そういう場合にその傍聴者といふものを禁止することができかどうか。それから、労働組合が代理人を選んで來た場合において、その代理人は絶対無條件でそれを受入れるべきものであるかどうか、というようにあるところがあります。地方におきましては、労働運動においても、たとえば札つきの人がある、そういうような人を代理人として選んで來た場合に、対等の立場において、これは札つきであるから拒絶するといふことができるかどうか。拒絶した場合に、それは不当行

爲であるかどうか。そういう問題であります。あるいは乱暴をするというやうな問題でありまして、暴力を振つて頭をたたけば、これは当然暴力行爲である。しかし、たとえば何か持つてゐる物でテーブルをたたいた、それによつてテーブルが割れたというやうな場合も、たくさんあるのであります。そういう場合に、それをやはり正当な行爲として受入れなければならぬか。そういう問題が、實際労働組合との交渉においてたくさんあると思ひますが、そういう面について、もう少し詳しい見解を披露してもらいたい、こう思ふのであります。

たいことは、代理人というものを無條件で受入れなければ、不当労働行爲であるかどうかという点であります。その点は従来の団体交渉に見てもわかりますけれども、地方々々によつてはあつておつても、それは代理人として受入れなければならないか。たとえばそれは両方にあると思う。労働者側から見ても、そういうことがあり得るし、経営者側から見ても、そういうことはあり得る。これは対等の立場に立つのであるから、必ずそれに対して両方が納得したものでなければ、これは代理人と認めることができないというものがわれ／＼の常識であります。裁判官であつても、いかなければこれを忌避することができるといふやうな民主的な時代において、向うがきめたことは、一方的に代理人としてそれと交渉しなければ、それが不当行爲になるということ、これは労働組合にとつても迷惑であるし、経営者にとつても迷惑なことであると思ふ。本來は代理人といふものは認めないといふことがい

合の眞の自主性、民主性、あるいは責任性というものを明確にして、労働組合に對して正しい態度をとつて行きますならば、相手方も平和的に、秩序ある交渉に移るようになるであらうといふことを予期したしておるのであります。とは申しながら、何と申しましても、団体交渉の場面というものは、エキサイトするおそれが多分にあるのであります。従ひまして、われわれは本法案の研究の過程におきましては、これを詳細に一應示す方が親切ではないかといふやうなことも考えましたが、先ほど申し上げましたやうな理由で、組合自体がしつかりして來る、使用者側もまたしつかりして來る、すなわち、さうな組合、あるいは使用者にとつて、このやうな規定は入れなくても済むやうになるであらうといふので、正当な理由なくといふことに集約したものであります。従ひまして法規によつてこれを指示するといふ考えは持つておりません。第一にわれわれの期待したておきます点は、人数でありますとか、あるいは場所をどうするか、あるいは傍聴者はどういふふうにするか、また代表の選び方はどうするか、代表者として出た者は、この団体交渉が円滑に行くやうに権限をお互いに明示してかかるのがよいのじやないか、これらの点につきましては、あらかじめ団体協約によりまして、苦情処理の方法でありますとか、あるいは団体交渉の場合のあり方を、お互いにかかきめけておいていただくことが、適當であると考えるのであります。またさうなことをやつておりましたも、先ほど申しましたやうに、団体交渉というものは、とか

くラフに感情的になりやすいものであります。従つてその結果不当労働行爲といふことになりまして、これは地労委、中労委の取扱ひになりますので、今度の改正の法案のうちにもありますやうに、中労委は労働委とお互いに連絡をいたしまして、事を平和的に片づけるという使命を持つておりますので、申すまでもなく、規則を定めるといふわけではありませんが、いろいろのテストのケースにつきまして、いかにあるべきかといふやうな基準を研究して、各地労働委に、また一般の使用者、組合に對しても示すべきものと考えるのであります。根本は、先ほど申しましたやうに、団体交渉といふものは、合理的に行わなければならぬ成功はしないのであります。おどしてみたり、あるいはいじめたり、かちとつたと申しまして、これは決して長続きのしないことであります。合理的にやりました団体交渉は、かえつて成功するといふ實際が逐次現われて來つたのであります。最近一箇年間の争議、あるいは団体交渉の状況を見まして、平和的に秩序ある交渉をやりましたところは、逐次着実に地位の向上といふ面におきまして、地歩を獲得しておりますが、これがいたゞらに一部の人の指導に基いて、非常にラジカルな団体交渉、あるいは争議行爲になりましたものは、多く失敗をいたしておるといふことは、労働組合にとりましては、貴重な経験になるものと考えておるのであります。逐次さうな結果になることを期待したておる次第であります。

〇篠田委員 大体において了解いたしました。ただ一つはつきりとしておきたいことは、代理人というものを無條件で受入れなければ、不当労働行爲であるかどうかという点であります。その点は従来の団体交渉に見てもわかりますけれども、地方々々によつてはあつておつても、それは代理人として受入れなければならないか。たとえばそれは両方にあると思う。労働者側から見ても、そういうことがあり得るし、経営者側から見ても、そういうことはあり得る。これは対等の立場に立つのであるから、必ずそれに対して両方が納得したものでなければ、これは代理人と認めることができないというものがわれ／＼の常識であります。裁判官であつても、いかなければこれを忌避することができるといふやうな民主的な時代において、向うがきめたことは、一方的に代理人としてそれと交渉しなければ、それが不当行爲になるということ、これは労働組合にとつても迷惑であるし、経営者にとつても迷惑なことであると思ふ。本來は代理人といふものは認めないといふことがい

ありますが、平和的にやつた場合には、お互いの感情がなごやかであつて、人間が理性的にそれを判断するから、理性で受入れられる。資本家の言うことも、労働組合の言うことも、全部受入れられる。ところが、そこに感情がさしはさまつた場合には、どうして、代理人の選択というものは非常に重要である。私をして言わしむるならば、代理人というのを認めるという制度そのものが、本来の団体交渉を毒するという考え方を持つてゐるのであります。そういう意味において、もう一度この代理人というものを、絶対に無條件に受入れなければならぬかといふことについて、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 団体交渉が、使用者は使用者の代表、労働組合は、その使用者に雇用されておる組合員の中から出まされて行われることが、最も円滑に運ぶゆゑであることは、篠田委員の御意見の通りで、われ／＼も考へてゐるのであります。ただ労働組合にしろ／＼あるのであります。みづから代表者が出まされて交渉する力のないものもある場合がありまして、また使用者側といはしても、いろいろな事情からやはり代理者を出す方が便宜であるし、また解決しやすいといふ場合もあると思ひますので、法案におきましては、その代表者は組合員でなくともよろしいといふことが書いてあるのではありません。ただ御質問のように、団体交渉をやります際に、相手が何者であるか、どんな権限を持つてゐるものであるかといふことを確認したことは、団体交渉を円滑に解決する

重要な条件であると思ひますのであります。従ひまして、法規の上におきましては、明記はいたしておりませんが、さうな場合におきましては、労資双方とも、相手方の代理人は一体どんな条件から代表になつて來てゐるのか、またその持つてゐる権限は、いかなる権限であるかといふことの明示を求めまして団体交渉に入る。その権限なり、あるいは代表としての資格なりが不明確でありました場合、これは団体交渉をやりますでも、結果は円滑につかないのでありますので、さうな意味から、さうな全然不明確である者につきましては、労資双方お互ひにその交渉を拒否してさしつかえないものと考へるのであります。

○篠田委員 労働組合が自主的に資本家と交渉することのできないようなもの、もちろんたくさんの中にはあるでありますが、資本家におきましては、もちろん労働組合と直接交渉できないような貧弱な資本家もあることとは思ひます。しかし、今日労働組合法が施行せられてからすでに三年有余たちまして、労働組合自身も非常に民主的な健全な発達をしてゐるし、経営者側におきまして、現在の経済の突進から、実際の経営という面にタッチして見れば、自分でもつて判断のつかないような交渉案件といふものは、おそろくないだらうと私は考へるのであります。そういう意味において代理人を選ばうといふことは、一面において責任回避である。資本家の面から言へば、責任回避である。自分が矢張り立たないで、弁護士とか、そういうものを立てて交渉せよといふことは、資本家あるいは経営者としての責任回避だと思ひます。それから労働者側から言へば、自分の実際の生活の問題は、労働組合自体が最もよくこれを認識してあり、かつ正確に把握しておると考へます。そういう場合に代理人を出すといふことは、往々にして労働プロパーをそこに介在せしめるといふ結果になるのであります。私自身としては、できるならば代理人の制度というものは、廃止していただきたいといふ観点から御質問してゐるのであります。この代理人制度といふものを廃止する余地はないものであつかうか。最後にそれだけをお伺ひいたしまして、私の質問を打ち切ります。

○賀来政府委員 お答えいたします。ごもつともな御意見でありまして、われわれもいたしまして、最もよく解決に資しますものは、最もよく事情のわかつておる者が、合理的に交渉するにあると考へておるのであります。しかし大體労働法規の体系と申しますか、公務員法におきまして、あるいは公共企業体の労働関係法におきましても、また現行法あるいは今度の法案にいたしまして、この団体交渉に當る者は、必ずしも組合員自身でなくともいいは、その代表となり得る者につきましては、組合員以外の有力な者を依頼するといふことは、認められておるわけでありまして、さらにアメリカ等におきましても、この労働弁護士のやうな制度が非常に発達をいたしてゐるわけで、これらの点については問題なく行われておるやうであります。従ひましてわれ／＼といたしましては、御意見のやうに労働ボスが出るということに

ついては、これは絶対に労働者のために、あるいは使用者のために排撃をすべきであるといふことには、異存がないのでありますけれども、非常に合理的な力と、合理的な考へ方に出て参りますそれらのいわゆる代理人につきましては、認めて行かなければならぬと考へております。

○大橋委員 ただいまの代表者と言われましますのは、代理人を含まないのですか。それとも代理人もやはり代表者と認めなければならぬといふのですか、いかがでありますか。

○賀来政府委員 これは組合員でない代理人を含めまして、代表者になれるものと、この組合法におきましてはさうに考へております。

○大橋委員 組合法の第六條によりまして、代表者と代理人とは明瞭に書き方に區別をいたしてありますが、それから見ますと、第七條の第二号の代表者といふのは、代表者だけなのであつて、代理人は含まれない、こういう趣旨に考へるべきではないかと思ひますが。

○賀来政府委員 第六條に書いてありますのは、これは組合員個人の問題と、それから組合の機関の場合、こゝういふふうに考へられるのでありますから、さうな書き方をいたしておるのであります。

○篠田委員 実は労働組合法の直接の關係ではありませんが、安本の長官に質問をしたいことがありますが、出席を求めたところが、まだお見えになりませんので、労働省側の見解をひとつお聞きしておきたいと思ひます。それはどういふことかと申しますと、復金の融資が打切られましたために、今日

炭鉱におきましては、非常に大きな問題が起つております。たとえば炭住の問題でありますけれども、復金の融資によつて炭住を建てるといふことで、炭鉱会社側はこれを地元の請負師に請負わしております。ところが、当然政府の保証によつてそれは支拂われるといふ考へでありますから、請負師側はたとえば八〇%の工事をなしとげてゐる。しかるに復金の融資は五〇%で打切られてゐる。従つてそこに三〇%の支拂いがつかないといふことであります。一方請負者側はたいして中小企業者でありますから、これらの人々からは、もちろん余剰の資金を見ることはできません。しかし一方炭鉱の住宅が打切りになつた以上は、請負師側は自分の手元にかかえてゐる労働者の賃金を支拂ひ、あるいは退職手当を拂つて、それを解雇することにならなければならぬのであります。実際は賃金を拂ひこともできないし、退職手当を拂ひこともできない。そこで労働者は賃金ももらえず、退職手当ももらえないから、先の見込みはないけれども、それをとるまでは、そこを動くことはできない。こゝういふ実に矛盾した結果が今日炭鉱地帯において存在するのであります。しかるに一方労働基準法といふものがありまして、もちろんこれは地方々々によつては違ふと思ひますが、地方の基準局などからは、なぜ支拂わぬか、基準法によつて処罰するといふ問題も起つております。先般北海道の空知炭鉱の方面から私の方に参りました陳情によりますと、こゝういふことが多いのであります。こゝういふ場合において、もちろん賃金支拂ひの問題に、直接労働省において關係

されているかどうかという事は、あるいは将来の救済の問題も労働省が関知されるかどうかという事は別問題であり、あるいは、この救済について、大蔵、安本その他の関係官廳を鞭撻して、これを救済されるだけの誠意と申しますか、熱意と申しますか、そういうものが労働省側にあるかどうかという事を一應お尋ねしたい。

○山崎(岩)政府委員 篠田委員にお答え申し上げます。まことにごもつともな御意見であり、かつ重大な問題でありまして、これは大臣が御答弁申し上げるのがほんとうであり、また大臣として、私も大蔵大臣、安本長官等と十分連絡をとりまして、責任のあるお答えをするのがほんとうと考えますので、私は篠田委員の御意見のあるところを大臣にお伝え申し上げまして、適當の機会にこの問題についての確なる御答弁を大臣にさせていただくようにしたいと思ひます。

○石田(一)委員 ちよつと今のに関連してお聞きしたいのですが、こうした炭鉱あたりの厚生方面の行政は、労働省においてその権限を持つていらつしやるのか、厚生省でこれをやつていらつしやるのか。この点御説明願ひたいと思ひます。

○賀來政府委員 私から、よくわかりませんが、お答えいたします。基準法等の施行の建前から見ましたものは、労働省が責任を持つてやつておりますが、實際面につきましてはの厚生関係の方は、商工省の石炭廳が責任を持つてこれに當つておるのであります。

○石田(一)委員 何か意外なお話を聞

くように思われる。厚生省あり、労働省があつて、しかもたとえ炭鉱あたりの労働者に対する厚生施設について——もちろん石炭増産面においての商工省の石炭廳の責任は、相当重大であると思ひますが、これが厚生の方の問題をやつておる。何か私たちに割切れないものがあつて、こういう面から、ただいまの御質問にあつたような手続上の不備があつて、関係当局へ業者、あるいは陳情團が行けば、石炭廳へ行つてくれ、また石炭廳へ行けば、それは労働基準法の関係だから労働省に行つてくれ、こういうふうな煩雜さがあるのではないかと思うのであります。この点については労働省あたりでは何かお考えを持つていらつしやるのではないですか。たとえばこれは労働省にとらなければならぬとか、厚生省にやらなければならぬとかいうような、はつきりしたお考えがござい

ませんか。

○賀來政府委員 ごもつともな御意見であります。この問題は沿革的に非常に複雑な、あるいは長い沿革があるのであります。石炭廳が労働者の保安、あるいは福利厚生というものを、これは生産と切り離すべからざるものとして、ずつと持つて参つたのであります。これは御意見のように労働者の福利厚生の問題でありまして、労働省といひましたしても、十分責任もありま

すし、またこれに関連すべきものであるという事は考えておりました。依然今日においても、これらの調整につきましまして、やはり繼續して関係省の間に協議はいたしておりますが、現実のところはいろいろ沿革もありまして、さようなことになつておる次第であります。

○三浦委員 最初に、現在の組織労働者以外の未組織労働者、労働組合を結成していない労働者の数が大抵どの程度あるか、もしおわかりであつたならば、伺いたいと思ひます。

○賀來政府委員 現在全國で組合法の規定によりまして、いわゆる賃金による労働者がいくらかあるかという正確な統計は、まだないのであります。われわれの推定いたしておるところでは、一千万ないし一千万人という考

え方を持つておるものであります。これに對して組合法によつて組織されてゐるものが五百三十万であります。そのほかに現在公務員法によつて組織されてゐる労働者が約百五十万あるわけでありまして、從つて組織をされてゐるものは大体推定六百五十万ないし八十万、組織率は五割を上下してゐるという状況であります。

○三浦委員 そうすると、結局六百五十万程度とするならば、約三百四十五万の未組織労働者があるわけでありまして、こういうような未組織の労働者に対する法律の保護とでも申しましようか、どういふような保護政策を行つておられるか、また考えておられるか、お尋ねいたします。

○賀來政府委員 未組織の労働者の実情を見ますと、たとえて申しますならば、羽二重の織物をやつておる工場で、十人前後という工場が今日たくさんあります。あるいは小さい鑛物工場がたくさんあります。これらの人たちは、自己の地位の向上について非常に不遇な状態にあることは、重々承知をいたしておるのであります。從つて労働省として、これらの不遇な状態にある労働者が、すみやかに組織を結成

するようにという建前から、未組織労働者に対する教育という面に入力するとともに、現在の労働組合の中で、産別にしても、また総同盟にしても、これらの未組織のものに對して、組織を勧奨しようという努力はやつておるやうであります。未組織労働者に対しては、労働組合法においては、御承知のように不当労働行為についての保護は適用いたしております。さらに一條三項但書の適用も考えられるのであります。さらに労働法に基いての調停、あつせんの手続に、労働者の集團あるいは爭議團という形においては、參與できるということになつておる次第であります。

○三浦委員 未組織の労働者に対するいろいろの保護政策につきましては、私はただいまの説明によつて大体は了解はしますが、しかしながら、この多数の未組織労働者をこのままに考へただけではいけないのでありまして、むしろこれに對して政府が積極的な対策を立てられるようにお願いをしておきたいと思ひます。

その次に住宅の問題であります。御承知の通り運賃が値上げとなり、遠い所から通う人々の負担はたいへんなものであります。また時間の関係等すべての点から、今日労働者は住宅に非常に困つておるのであります。この労働者の住宅問題につきましても、政府でもいろいろこれらの計画はやつておるやうであります。実際の成績はま

たたく見るべきものがない、と言つては語弊があるかもしれませんが、大した効果もないように考えられるのであります。この労働者の住宅問題という事は私は非常に重要な問題と思ひ

てありまして、この点に對してどういふような考えを持つておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。これは労働省の所管ばかりでなく、ほかの所管にも関係するかもしれないが……

○山崎(岩)政府委員 三浦委員のただいまの御質問でございますが、先ほども篠田委員からこれと同趣旨の御意見がございました。復興金融公庫の關係等の点についても非常に行き詰まりを生じている際に、炭鉱等において最も緊要である住宅の問題が解決がつかない、この点についてどうするかという篠田委員からの御質問でありました。三浦委員もこの点について非常な御心配の上の御質問でありまして、この点についても私から大臣に申し上げまして、関係各省と御連絡の上に、御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

○前田(種)委員 議事進行について。この重要な委員会の審議にあつて、今の答弁を聞いておりましたも、確たる答弁ができない。労働大臣が参議院に出席しておられることはよくわかるのであります。労働関係の問題は労働省だけの問題でなくして、厚生、安本、大蔵、あるいは運輸、商工、それぞれ関連するものが多いのでありますから、大臣がいよいよ用事がありま

すならば、次官あるいは今申し上げましたような各省の局長の出席を求めて、今のような質問に對して、それ／＼の衝に當る責任者から答弁のできるやうに、政府側の陣容を立ててもらうやうにお願いいたします。

○倉石委員 前田君の御趣意は委員長に對して政府に十分徹底させるようにとりかかいます。関係関係の出席

前に、政府委員で済まされる質疑を先
に続けて行きたと思ひます。

○三浦委員 それでは第二條第一号の
問題でありますが、「役員、雇入、解
雇、昇進又は異動に關して直接の権限
を持つ監督的地位にある労働者」ある
いは「計画と方針に關する機密の事
項に接し、そのためにその職務上の義
務と責任」云々というように明細に規
定しておるのであります。この條項に
おいて考えさせられることは、直接の
監督的地位にあるものというものは、会
社でいうならば、人事課長というよう
な人事を取扱うものだけをさすのか、
あるいはそのほかの監督的地位にある
最高のものでなくして、実際の係の人
まで包含されるのか。もう一つは、会
社の幹部がこういう監督的地位に立つ
以外の、たとえて申しますならば、技
術方面とか、経営面とか、会計面とい
うような方面の監督的地位に立つ人ま
でさすのか、この点が實際の問題にな
ると、相当問題になるだと思ひるので
あります。これに對しては先般政局
長の説明がありましたが、私には少し
明瞭を欠くように考えられたのであり
まして、この点をもう少し具体的に、
直接の課長とか最高の責任者でなくし
て、それ以外の實際に事務を取扱う主
任であるとか、係長というような範圍
まで入るのか。それからもう一つは機
密事項に關する問題で、先般の局長か
らの説明では、会社警備の任に當ると
ころの守衛というような点まで考えら
れておるようでありましたが、守衛とい
うような者を、機密な事務に携わるよ
うな監督的地位にあるということに包
含すべきものかどうか。もし警備の
任務にある守衛というような者まで包

○實業政府委員

三浦委員の御質問に
お答え申し上げます。二條一號の定め
ております趣旨は、現行法において使
用者の利益を代表する者ということ
書きました結果、今日までの各組合の
状況を見ますと、課長以上あるいは係
長以上というふうな階級、あるいは職
別によりまして非組合員と組合員の範
圍を切つて参つた状況にあるのであり
ます。ところでその精神といたします
ところは、さうな階級で切るのでな
くして、職能によつて非組合員と組合
員の範圍を決定すべきであるというこ
とでありますので、今度の法案におき
ましてはさうな意味でこれを書いた
のであります。従いまして人事に參画
いたします者、直接に使用者の機密の
事務に參画する者については、課長、
係長という切り方をするのでないの
であります。その職能の内容によつて
きめらるべきものであるという考え
方を持つておるのであります。守衛に
ついては特に警備の任にある守衛とい
う形容詞をつけておるのであります。
これは二條の一號のわけ方から参りま
すならば、「その他使用者の利益を代
表する者」という意味から守衛が出て
参つておるのであります。すなわち使
用者の利益を、自己の職能上の權威を

もつて、これを組合員あるいは労働者
に對して強く押して行く職にありま
す者は、その職能の内容から見まして、
組合員として、組合に對する責任と忠
誠の義務と相反する立場になるのであ
ります。具体的に申しますならば、單
に倉庫の番をしておりますような守衛
でありましたならば、あるいは火の用
心をしてもらふ、火氣の取締りをする
程度の守衛でありますならば、これは
さうなものにはなりません。正門
に参りまして労働者が退場したして参
りますときに、その身体検査をやつて
行くというふうな警備の任にありま
す者は、當然使用者の利益を一つの權威
をもつて労働者にインフォースする立
場にある、かような意味で、これは守
衛を例としてあげたやうなわけであり
ます。要するに具体的にどうなるかと
いうことについては、これは各業態な
り、あるいは企業の大さきなりによつ
て、非常に違つて参るだらうと考えら
れますので、あの二條の規定について
は、なお詳細に書くべきであります
が、これは詳細に書くことが非常にむ
ずかしいのであります。目下われ
の予期いたしております点は、中央勞
働委員会において、これらの業種別な
り、あるいは業態別の基準の範圍をき
めらるべきものと考へておる次第であ
ります。

○三浦委員

そうすると、その会社の
幹部と称するような者でも、技術面と
か、経営面とか、会計面とか、さうい
うような人事に直接關係のない幹部と
いうものは、これから除外するという
解釈になるのでしょうか。

○實業政府委員

お答えいたします
が、技術の面の課長にいたしました

も、全然人事關係とは關係がない、單
なる技術を指導しておるだけである、
かような場合には、組合員となり得る
という解釈は出来るのであります。し
かしながら日本の現状においては、そ
れらの課長で技術上の監督の任にあり
ます者については、やはり人事の点に
ついては關連を強く持つております
し、課長が監督の立場で行動する場合
においては、組合員の利益とはやはり
相反する行動をやらなければならな
い。かような意味において、技術の面
でありまして、あるいはその他の課
長級は、當然非組合員にならなければ
ならないという考へ方でありまして
三浦委員 ただいまの御説明から見
まして、この解釈においては法規を
廣く解釈する場合と、あるいは嚴格に
解釈する場合とにおいて、相当見解が
違つて来るだらうと思ひのでありま
す。これに對しまして、私はもう少し
詳しく、具体的に説明を求めたいと思
ひのであります。労働委員会の見解
というふうになつたのであります。か
ういふ規定を嚴格に解するといふ場
合には、一つの職場から労働組合に加
入しない人が相當出るようにも考へる
のであります。さういふやうな解釈に
ついて、ある方面からはこの規定が勞
働組合を弱化するものである、あるい
は労働組合の分裂政策であるといふよ
うな批判も出ておるようでありま
す。これに對する當局の見解を御聞
きたいと思ひます。

○實業政府委員

お答えいたします
が、技術の面の課長にいたしました

たゞいまのやうな意見が方々にあると
いうことは十分存じておりますし、ま

○三浦委員

次に第二號の経費の問題

であります。一團體の運営のための

○三浦委員

次に第二號の経費の問題

であります。一團體の運営のための

○三浦委員　ただいまの説明では、労働組合の結成までのいろ／＼な準備の費用も、やはり入るといふような見解であります。しかしここに明確に運営というように書いてあると、結成までのこと、そこまで廣く解釈するということについては相当疑義があるのではなからうかと思つております。その点をもう少しそういうような疑惑のないように、結成の費用というように一項を入れる方がよいのではないか。これからいろ／＼組合のこゝろいう重要な経費の問題について、必ずこの項は議論になり、あるいは紛争の種になるような條項だと考えるのであります。これを明確に規定しなかつた理由を、もう一應御説明願ひたいと思ひます。

とを支配し」とあつて、ここには結成するところの不当労働行為が規制されておるのでありますが、そういうふうに一方においては結成という文字を使つて、ここに結成という文字がないというようなことについては、局長さんの言うように、必ずしも明確だとは私は考えられないのでありますが、その点はこの程度で打切ります。もう一つは運営と認められないような経費に對しまして、但書にいろいろ書いてありますが、但書に書いた以外のものは認めないというように、嚴格に解釈すべきものかどうか。

○賀来政府委員　御意見の通りに、但書以外はいかぬということに、嚴格に解釈をいたすべきものと考えております。

に解釈すべきだという御答弁と、それから今の、幾分の政治活動資金というものを、使用者が十分に理解して、そうして組合に寄付するならば、それはさしつかえないという御答弁との間に、矛盾があるように思うのでありますが、その点はどうでありますか。

○賀来政府委員　御質問の趣旨がよくわからないで、失礼な答弁をいたしました。が、組合の政治活動の資金としてこれを寄付するということになりましたれば、これは運営の資金に入りますから、御承知願いたいと思います。

○三浦委員　それは大きく見れば、そういうことになる。それならば、これは私疑問に思うのでありますが、たとえば、ごく小さな簡単な費用であるけれども、こういう事実があるかないか。

給與は認めないということに解釈さるべきものであるかと思ふのであります。現実には一つの慣習とでもいいますか、それが事實上認められて今日まで來ているのでありますが、この事從者の給與を今度とは認めないというような問題について、これまた一部の方面からは、既得権の剝奪であるとか、あるいは今日の労働者の状況においては、最低賃金制も確立しておらないとか、あるいは労働者が非常な生活の窮迫状態のもとにあり、労働組合費の負担すら十分でない場合において、こういう経費を負担させるということとはけしからぬとか、あるいは法律の解釈上憲法違反だというような議論まで起きているように聞くのであります、そういうような点に対する一應の見解もお願

して、アメリカで新聞記者團と会見をいたしました。一問一答を見ますと、ギブソン次官補は、日本の労働組合運動で非常に奇異に感じたことが二、三ある。そのうちの一つは、労働組合のオフィサーが相手方の資本家、あるいは使用者から金をもらつておるといふことだと答えております。それに對しまして、新聞記者は、それは組合のトップ・オフィサーであるのか、すなわち委員長もやはり生活費を相手方からもらつておるのかということ聞いております。これに對して、ギブソン次官補はそうだと答えましたところが、大笑いになった。こういう通信が入つておるのであります。おそらくこの六月八日から開かれますILO、いわゆる國際労働會議に出席いたしましたし

点から考えなければならぬのであります。

○三浦委員 これは何も収入を得ていなければ問題はないのでありますが、会社の顧問とか相談役というような名義で、会社から一定の収入を得て生活しておる者も相当あると思うのであります。そういう人をこれに包含するかどうかというのであります。

○賀来政府委員 ここに書いてありますことは、労働の対価として賃金をもらい、それで生活しておる者というふうな考えであります。

○三浦委員 入つてないわけですね。

○賀来政府委員 そうです。

○三浦委員 それから第五條に、労働組合は労働委員会に証拠を提出し、さすればよろしいということになつております。そこでこの証拠を提出して、ただちに組合法の保護を受けるのか。それからもう一つ、立証という文句もあるのでありますが、この証拠を提出して、労働委員会においては、その証拠によつてこれを労働組合として認めべきものであるというふうに、証拠を審査して、そうして認定したときから効力を生ずるのか。この点において少くも疑問があるようであります。証拠を提出してから、労働委員会においてその証拠をいろいろ審査する。そして間違いないという立証をするまでには、場合によつては相当の期間もあるだろうと思ひますが、その期間は一休どころか、いうことになるのか、その点の御説明を願ひます。

○賀来政府委員 お答えいたしますが、労働委員会に対して証拠を提出してそれに対して立証するという書き方をいたしております。これは取扱ひと

しては、われ／＼の考えておりますことは——いづれ中労委の規則としてこれが定められることになると思つておりますが、大体の考え方としては、組合規約あるいは協約を提出する、ただちに審査をしてもらひまして、それによつて救済の保護を受ける資格が生じて来るものと考えるのであります。ただ労働委員会において規約、協約を見ただけではわからないときには、さらに実態審査というものをやるだらうと考えております。今度の法案におきましては、場合によつては、労働委員会にいわゆる公益委員は、専任に近い勤務になる可能性もありますから、さういふ日数をとることはなからう。かように考えております。

○三浦委員 これは実態の問題においてはさう日数もとらないかもしれませんが、この法案の解釈上、実際に証拠を提出したその日から保護を受けるのか。今何時何分に出したそのときからか。それとも提出して労働委員会が受理して間違いないという認定をしたときから効力を生ずるのか。その間の効力発生は時期なのであります。

○賀来政府委員 お答えいたします。後者であります。認定ができてからであります。

○三浦委員 それから第五條の八号であります。同盟罷業においては直接無記名投票ということになつて、これははつきりいたしておりますが、同盟罷業以外の——他の法規においては他の争議行為というようにことが書かれておりますが、同盟罷業以外のその他の争議行為に対してはこゝういふ無記名投票によらなくともできるのかどうか。

○賀来政府委員 お答えいたします。罷業の種類にはいろいろ考え得るわけでありまして。現在までの状況では同盟罷業、すなわちストライキ、あるいは業務管理と申しますか、上の重役の言うことを聞かぬということもやつております。それからサボタージュ、あるいはこれは違法といわれております生産管理というように形で、罷業を行つておるのであります。ところでこの生産管理という問題は、これはすでに政府の態度がきまつておるわけでありまして。あとはサボタージュの問題であります。これについてはなおいふ問題もありまして、事務管理、これらの程度のものにつきましては、これはさして重要と考えておりません。ただ罷業をやるといふことにつきましては、これは使用者にとつても重大な問題であります。組合員にとりましては賃金をもらえないのであります。組合員自身にとつても非常に重要な問題であります。従つてこれらの罷業については、特に直接無記名投票によりましてそのやるかやらないかを決定する。かような考え方で、同盟罷業に限つて書いてあるのであります。

○三浦委員 そうすると同盟罷業以外のことはこゝういふような直接無記名投票によらなくとも、幹部の指令によつてできる。こゝういふふうに解釈するのであります。

○賀来政府委員 御意見の通りであります。

○三浦委員 それから第六條の規定を見ますと、労働協約の締結、その他の事項につき交渉する権限だけを規定しておるのであります。これは労働協約を締結する交渉だけでなく、さらに

一步進んで締結する権限というものは一体どうなるのか。

○賀来政府委員 ここに書いてあります交渉の意味の中には、締結の権限は直接的には含んでおりません。

○三浦委員 含んでおらないということであれば、締結その他の事項に關して交渉する権限だけで、それを締結する場合に、新しく別の権限を附與したものが締結するといふことになるのであります。

○賀来政府委員 お答えいたします。おそろくこの労働協約の締結といふことにつきましては、これは労働組合といたしましては、規約の決定と並びまして、労働条件を決定するのでありますから、非常に重大な事項であります。従ひまして組合規約によりまして、さういふ場合の締結権をだれにどうするか、あるいはこれは、団体交渉をやる場合には、いわゆる全権大使としての外交交渉であるが、いよいよ條約を締結する場合には、帰つて参りまして、國會の承認を求め、これと同じような規約の取扱ひになつておるものが多し關係かと思ひますので、締結をするための場合には、別にその権限を持つた代表者が出るものと考えております。

○三浦委員 それから委任を受けた者でありまして、委任という中には、委任を受けた者からさらに委任する復代理といふような権限まで認めるのか認めないのか。

○賀来政府委員 それはわれ／＼の解釈では、認められると解釈いたしております。

○三浦委員 復代理の権限を認めるといふことになる、どの程度まで認め

るのか。

○賀来政府委員 その点については、私よりも詳しい者がおりますので、それから説明させたいと思ひます。

○石黒説明員 ただいまの代理の点について申し上げますが労働組合で委任をする場合に特に復代理を禁ずる、だれだれ個人でなければいけないという制限がない限り、民法の委任の規定に従ひまして、復代理は認められるのであります。

○三浦委員 私は復代理というものは、特に復代理を認めるということをも明記した場合でなければ、認められないと思ひますが、あなたの御見解では、さういふ場合にさういふものを認めるというが、私の考えと少し違ひのようですが、どうですか。

○石黒説明員 代理の点につきましては、民法の百四條の委任と同じように考えております。

○三浦委員 それから第十條の解散の事由に、破産を特に除外した理由を御説明願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 お答えいたします。が、現行法には破産を理由とするものがあつたわけでありまして。またわれわれが発表いたしました試案におきましても、やはり破産を理由とした解散といふものがあつたわけでありまして。これらに對しましては、産別系の労働組合は特に強く反対をいたしておるのであります。その事情を聞きまして、労働組合が破産した場合に、破産の処分を受けるのに、同時に組合までも解散するといふことはいけないといふやうな理論を持つて来ておつたのであります。われ／＼も労働組合が破産と同時に解散するといふことは、妥當でないと考えましたので、破産はありまして

も、組合というものは残つて行くといふ考えから、破産を削つたわけでありまして。

○三浦委員 それから労働組合の登記です。これは登記は任意的なもので、登記しなくてもさうつかえないやうにも解釈されるのであります。同時に登記された労働組合は所得税及び法人税を課さないといふ免税の規定が第十三條にあります。さうすると、この未登記の労働組合に對しましては、税金を免除される規定が適用されないのですが、その点において少し矛盾があるやうに考えられるのですがどうでしようか。つまり証拠を提出すれば、当然労働組合として権利を認められ、あるいは労働法規の保護を受けておるにかかわらず、その免税の点において除外されておるといふことは、矛盾があるやうに思ふのであります。その点に對する御見解を承りたい。

○平賀説明員 課税の対象になるのは結局自然人か法人かということになりますので、法人でない労働組合になります。これは権利能力なき社團といふことになると思ひますが、この権利能力なき社團に對しましては、所得税、法人税といふものはかからないのであります。この關係で法人のみについて免税の規定が入つたわけでございます。

○三浦委員 そうしますと、未登記の場合においては、当然税金がかからないといふのであります。

○平賀説明員 十一條によりまして、登記をすることに對して法人になるわけでございます。登記をしなれば法人ではないわけでありまして。

○三浦委員 だから税金がかからないといふのですか。

○平賀説明員 さようでございます。

○三浦委員 それは登記をしないから、法人格がないということでは当然ですが、そうすると、ただ法人でない労働組合が存続して、労働組合がたぐさんの寄付を受ける、あるいは収入を得るというふうな場合におきましては、別な個人の資格か何かの資格において免税されるということは、何だかおかしいような気がするのですが、その点大丈夫ですか。

○平賀説明員 税の点につきましては、私は専門ではございませんので、ちよつと御答弁いたしかねます。

○三浦委員 これは私若干疑義を持つのでありまして、もし何ならその点をお調べ願いたいと思います。

それから第十五條の、労働協約の期間が経過すれば、当然これは効力がなくなるということになるのでありまして、ようが、そうすると、労働協約がなくなつて結局無協約の状態になるという場合において、ここに労資の関係が相当混乱を来すようになる。あるいはこの問題について一部の意見では、これが資本家を利用してと、あるいは資本家のために、悪用されるというふうな意見もないではないのですが、こういう無協約の状態に対する取扱いをどうするか、念のために伺います。

○賀来政府委員 ただいまお話のありましたように、労働協約というものは、労資の関係を平和的に、秩序ある状態に維持する基本でありますとともに、労働組合にとりましても、労働条件を明確に確定する最も重要な條約であります。従つてこれが無協約状態になるということは、最も好ましくない状態でありまして、しかし御意見のありま

したように、今度のような法案にいたしますと、あるいは無協約状態というものが出て来はしないかというおそれはあると考へておりますが、従来のように、一方的に無制限に労働協約が續いて行くことから出ます弊害より、まだ無協約の方が——これは労資双方が必ずやその不便を感じまして、すみやかに適當な労働協約、特にその客観的な事情に適合したところの、労働協約をつくるという結果になることを期待いたしております。不当に一方的に労働協約が續いて行くより、この方がよいと考へておる次第であります。

○三浦委員 無協約の状態に置くより、一日も早く労働協約が締結されるということが、望ましいことは当然であります。が、いろいろ重要な事業等におきまして、容易に労働協約が締結されない。相當長い期間無協約、あるいはいろいろな争議の状況にある場合も考へられるのであります。こういう際において相當期間、労資双方がやつても、あるいはいろいろ労働委員会等において調停あつせんしても、どうしても——これは架空の説かもしれないが、どうしても労働協約が締結されない。争議が解決されないというふうな場合があつたときには、どういう処置をなさるでしょうか。

○賀来政府委員 ただいま御質問のようにな、極端にずつと労働協約ができないうで、それがために紛議が續くというふうなことがありましては、われわれといたしましては非常に遺憾に存する次第であります。しかし從來三箇年間の経験からいたしまして、これらの紛議というものは、長く続いた例はあまりないのであります。特に労働協約

につきましては、適當なあつせん者があつて、合理的なあつせんを出しますと、大体片づくという状態でありまして、無協約状態は労資双方にとつて不利なものでありますので、必ずこれは安んじられるものと思ひますが、特にわれわれといたしましては、今後はさうな問題で、紛議が長続きをするというふうなことをないために、労働委員会の機能強化によりまして、この活動によつて、平和的にすみやかに解決することとを期待いたしておる次第であります。

○三浦委員 それから第二十四條の規定であります。これも説明なされたのでありますが、念のためにお聞きしたいと思ひます。この二十四條の労働委員会の公益委員のみが參與するということでありまして、特に公益委員だけによつて決定することというふうな、この権限を與えたことに対する、もう少し明瞭な御答弁をお願いしたいと思います。

○賀来政府委員 現行労働組合法におきましては、労資、中立の三者構成によつて、これらの労働委員会の活動をやつて行くのであるという建前をとつて行つております。これは各國におきまする例から見まして、最も進歩的といわれておる制度であつたのであります。運用の結果から見ますと、必ずしもさうな期待に沿うような結果を得ていないのであります。事実使用者側は全然使用者の利益を主張し、労働者側は労働者の利益を主張し、トに主張いたしておりまして、結局採決というところになりますれば、公益委員のみ、第三者委員のみがこれを採決するといふ状態になりまして、いたずらにこの審査の事項に関する日数を延

ばすだけでありまして、過去三箇年間の実績は、労働者側の委員は非常に出席率もよく、また大いに議論も開くといふような関係からいたしまして、その結果につきましては、お手元に差上げましたように、数百件といふ十一條違反の件数が裁判所に送置されておりますにもかかりませず、有罪となりましたものは、きわめて少数の事件に終つておるという状況であります。いたずらに十一條違反事件を長引かせ、それがために被害をこうむりますのは労働者側であるというふうな経験を見ましたのと、また世界各國の立法例から見まして、一應研究の過程におきましては、労働裁判所に近いような形も考へたのでありますが、日本の現状におきましては、今度の法案の程度が最も妥當であると思ひますのであります。試案におきましては、御承知のように、公益委員のみがこの裁定に當るといふことにいたしておりました。この点につきましては、労働者側、使用者側及び学識経験者、その三委員のみが審査に當るといふことには反対ではないが、一部反対したのもありますが、大体において反対ではないが、弁護士あるいは検事の立場で、労資の直接利害関係者がこの審問に參加するようにならうといふという意見が、公聴会で非常に強かつたので、その意見を取入れまして、法案のようにな形になった次第であります。

○三浦委員 一應この程度で私の質問を打ち切ります。

○大橋委員 私は労働大臣が御出席になりましたので、この機会に、この法案の提出を決意せられました事情等に

つきまして、労働大臣のお考えを承りたいと存するのであります。

昭和二十年の暮れ、戦後のいまだ治まりませんときに、かの新憲法に先がけまして、この現行の労働組合法が制定せられました当時、過去五箇年の戦争中における軍の弾圧のもとに苦しんでおりましたところのわが國の労働者の諸君が、そしてまたその間、かの産業報國運動によりましてその官製團體の統制になれておりました労働者諸君が、はたしてこの進歩せる組合法の運用を十分になすことができるかどうかといふことについて、私どもは注意深く爾來觀察を續けて参つたのであります。また事業主といひまして、戦時中統制の法規になれて——これに各種の労働條件なるものは、すべて総動員法によつて統制を受けておりました。その統制になれておつた事業主が、彼ら自身の手によつて新しく團結と交渉権を認められましたところの、この労働者の代表者たちと、團體交渉によつて、はたして適正な労働條件を定めることができるかどうかといふことについても、また注意深く觀察を續けて参つたのであります。爾來三年間の経験を觀みますと、その間二、三のおもしろからざる事象の発生したことは、やむを得ないのであります。が、しかしながら大体において、わが國の使用人も、また労働者も、そしてまた一般の國民も、この進歩した労働組合法の施行について、その能力があるといふことを示して参つたことは、まことに慶賀すべきことであると思ひます。先般來會議におきまして、この法案が審議せられました際にも、労働大臣は、その三年の實

續がきわめて輝かしきものであるといふ言葉によりまして、この過去の実績を賞讃しておりましたが、この点は私もまた同様に存する次第なのであります。このたびこの現行法に對しまして、新しく改正の法律案が提案せられるに至つたのであります。立法以來、今日まで、三年間の体驗に基きまして、今この法律案を改正する機会がここに來たわけでありまして、この労働組合法案の改正につきまして、昨年以來各方面において、その必要性が叫ばれておつたのでありますけれども、その改正案の叫ばれる動機となりしものは、二・一ストであり、また昨年のゼネストでありまして、國家の重要な機能と、わが經濟の重要な動脈が、一部の労働指導者の政治的意圖によつて危殆に瀕したときにおきまして、これに対する政府の労働法上の対策というものは、まづたく皆無でありまして、これを回避するための努力というものは、ただ關係方面の活動にまづはなかつたといふこの事實が、一般の市民また農民等を初め、全國民の注意を喚起いたしました。かかる状況におきましては、國の秩序も、再建もおぼつかない。一部指導者による、かかる独裁的なところの企圖から、國民の利益を守り、大多數の勤勞者の幸福を擁護するため、かかる事態の改善をはかりたい、こゝういふ希望が強く主張せられるに至つたと思ふのであります。かかる國民一致の希望が、このたびの労働組合法案の改正の根本的理由をなすものでないかと、ひそかに想像をいたしておるのでございますが、この点に關しての政府の御所見を明確に承りたいと存するのでございます。

○鈴木國務大臣 大橋委員の御質問に、お答えいたします。提案の理由の説明のときにも繰返して申し上げましたように、この改正の根本的の立場は、一に民主的な自由な労働者諸君のための組合の、物、量両面にわたつて發展をいねがひ、そして、さういふ組合の活動によつて、日本の労働問題解決の基礎として、最終的には日本經濟建設のレールを敷きたいといふのが、考えの根本であつたことは、しばしば繰返して御説明も申し上げ、お答えも申し上げた通りであります。ただいま一部の行き過ぎの独裁的の組合指導といふものがあつた一、二の例を提示されておりましたが、さういふ場合における、独裁的な組合指導を排除するといふことが、主要な目的であつたかといふのが、御質問の中心であつたかと思ひます。主要な目的は、ただいま申し上げましたように、ごく全体的率直な立場に立つて、民主的な、自由な建設的な組合を強化助長するというのが中心の考えであります。その半面、この三年間のさういつた事實に對して学びつた経験から、適宜な組合運動健全化の方式をも盛り込む必要があるといふことも、あわせて考えられたと思ふのであります。さういふ線に沿ひまして、組合法及びその他關係法の改訂は企圖されたのであります。が、繰返して申し上げますが、根本的な点は、あくまでも自由な、建設的な民主的な組合の育成と、その活動をひたすらいねがひといふ点にあつたことに、間違ひはないのであります。

○大橋委員 昨年労働組合法に對しまして、一部指導者たちの独裁的傾向から、この労働組合を守るための対策として考えられておりましたところは、かかる事態に對しまして、直接に改善の手を下そうとするところの方法であつたのでございます。すなわちその一つは公務員法の改正によりまして、公務員の争議権の否認を行つた。これはまさにかかる事態に對する一つの対策であつたと思ふのであります。労働組合法及び労働關係調整法の改正といひまして、この線に沿つて進みまするならば、それはすなわち公益事業の争議の制限を強化するといふことも一つの方法でございましょう。また一般争議の制限をいたしまして、これに對して冷却期間その他の方法によつて、自由なる争議の發生を予防するといふことが、さういふ方法でございましょう。また、さういふ方法を講ずることも、またかかる線に沿つた一つの方法であると思ふのであります。また労働組合に對しまして、政治的活動を制限するといふような方法をかりに講じ得るといたしますならば、これもまた一つの方法であると思ふのでございます。かくのごとく、この事情に對する解決の一つの対策といひまして、労働組合なり、あるいは労働者の團結その他の權利に對して、これを制限することの反動的な方法によつて、この事態の改善をはかるといふことも考えられておつたのであります。ことに公務員法の改正に伴ひまして示されたことは、かかる公務員法の改正を第一のものとして、これに續いて起つて來るところは、今申し上げましたような種々の反動的な政策ではないかといふふうな感じを、一般の國民にも抱かしてあつたのでございまして、一部指導者からは、當然

猛烈なる反対運動が起つたことは申すまでもございせん。そしてその人々から、その反対の議論が、労働關係者各方面に流されておつたといふこと、またわれ／＼のよく知るところなものでございませう。昨年秋におきましては、時の労働大臣すら、この反対運動によつて、労働組合法の改訂に對しては、反対であると述べたことさえあつたのでございます。かくのごとくに、一部指導者によつて、誤られたる事態を改善せんがためにするところの反動的な方法による方策、これに對しては、その道程は別といたしまして、結果的にございまして、労働界の各方面より反対が起つておつたといふことを、われ／＼は認めなければならぬのでございまして、しかしながら私どももいたしましては、かかる事態の改善の対策として、ただいまあげましたところの反動的な方法、すなわち争議権の否認であるとか、あるいは團結権の制限であるとか、あるいはまた争議権の制限であるとか、かくのごとき方法以外に、他の一つの方法をまた考え得る次第なのでございます。その方法は、何であるかと申しますならば、組合員の自主的な力を育成いたしまして、これらの民主的な組合の運営を助長し、このことによつて、組合外からの人によつて、組合が支配されることを排除するといふ方策であると思ふのでございまして、この方策は、先に述べました方策が、反動的な方策であるのに對して、これはすなわち民主的な方法として、労働者自身の力によつて、組合を守つて行くといふ方策だと思ふのでございまして、すなわち一面におきまして、反動的な事業主が、種々

な方法を講じて組合の組織や運営を支配し、これに介入することを防衛いたしますと同様に、政党その他の外部の勢力が、一層これをばつくり申すならば、共產黨の諸君の干渉または介入が組合に及ぶことを排除いたしまして、組合を守つて行くといふ方策であるのであります。

〔發言する者あり〕

○倉石委員長 靜肅に願ひます。

○大橋委員 いわば共產黨の不当の行為から組合を救ひ出し、それも組合自身の力によつて行わさうといふ方策であると思ふのでございまして、この方策は組合運動行き過ぎの是正の方法といたしまして、組合運動自体をただちに取締り、または制限しようとするところの反動的な方法ではなくして、組合自身の力を育て、組合民主主義の徹底によつて、同じ目的を達しようとするところの進歩的な方法であると考えられるのでございまして、さうしてこのことは、反動的な組合改訂と、まさに正反對なところの、民主的な進歩的な方法であると思ふのでございまして、われ／＼は組合の行き過ぎは、かかる方法によつてのみ、初めて眞に是正し得るものと信ずるものであります。すなわちわれ／＼は、組合運動の是正策といひましては、反動的な彈圧によるところの行政と、進歩的な組合民主化の徹底によるところの、さういふ二つの方法を考えることができると思ふのでございまして、しかしながら昨年の春以來、世間一般に労働組合法の改正の内容として考えられておつたところの方法は、いかなる方法であるかと申しますと、この反動的な方法によつて、これを措置しようといふ対策

労働者の爭議權、團結權といふものを制限するような、彈圧的な方法のもとに、労働關係法の改正をはかるべきではないといふ考え方自体につきましては、いずれの方面といへども——私も同様であります——、反対の余地はないと思います。最終案として提出されているこの法案は、そつうつた線に沿つて、妥當なところにおちついたと私たちは考えておるのであります。もう一つ、共產党その他政黨の直接的な支配、独裁の中から、組合を守る云々という御質問、あえて共產党とは申しませんが、組合自体が特殊な政黨に牛耳られるということは間違ひなのであります。私たちはそつういつた点につきまして、根本的の考え方として、組合は組合として、常に自由な進歩的な立場にあるべきだといふ考え方を持つておるのであります。同時に政治的、破壊的の壓力が加わるといふ面に対しましては、あえて共產党だけをさすのではなく、いずれの政黨に対しまして、組合のその独自性という立場から、これを擁護すべく、また守つて行くべく法的、行政的の措置は行わるべきであると思つたのであります。この

は進歩に逆行するものでありますがゆえに。もとより國家の再建を阻害いたしますような組合行動は、是認することではできません。しかしながらこれは是正に對しましては、できるだけ進歩的な原理に近づくという方向において、これが対策を考えるべきであると思うのでございます。かかる意味におきまして、組合行き過ぎは正の方法といたしまして、組合民主主義の徹底化をはかろうとする方法は、一應正しい方法であるということが言い得るのであつて、この限りにおきましては、共產黨の諸君も同感であらうと思うのであります。そうしてかの反動的な彈圧策は、進歩的な方法が無効であるというところが明白となつたあかつきにおいて、初めてさようなドラステイックな方法によるべきである。もし進歩的な方法によつて事態を解決し得るとすれば、その程度に改正はとどむべきである。労働大臣は先般の本會議の説明におきまして、法律の改正は漸進的に行きたい。これがこのたびの改正の一つの要點である。かやうな説明をなされたのでございますが、漸進的というのは、まず組合の民主化を行う。そ

は漸進的という言葉をお使いになったのであります。それでなく、むしろ一つのこの方法こそ、最善なる方法であるがゆえに、この方法によつて改正を行う。おそらくはこれによつて十分な目的を達し得ると信ずるがゆえに、この方法を行ふならば、他の方法は行ふ必要がないであらうという意味において、漸進的という言葉を用いられたのじやないか。こういうふうに了解したておつたのでございますが、この点について明確なる御答弁を伺いたいと思ふのであります。すなわち第一には民主的な方法、そうしてその次には漸進的な方法として彈圧を行う。こういう意味ではなくして、民主的な方法によつて十分な成績をあげ得る。そうしてこれが効果あるといへば、次の方法は行はないという意味において、漸進的という言葉をお使いになったと私は理解いたしましたのであります。その点についての明確なる御答弁をお願いいたします。

○山崎(岩)政府委員　大橋委員にお答え申し上げます。大臣はただいま参議院の本会議が始まりまして、大臣に対するところの質問でございますので、

るならば、他に手を打つ必要がないといふのであります。だが組合の民主化も、自主性も、この法案によつて望むことができないという場合には、他の第二段、第三段の処置をとるつもりではないか。こういう御質問のように承つたのでございますが、この法案の所期するところは、何回も大臣も、また政府委員も繰返して述べておりますように、あくまでも組合の自主性、民主性の確立といふことにあるのであります。この目的さえ達することができまして、他に必要なことがなければ、他に手を打つ必要がないといふのであります。かように信じております。しかしながらこの法案の意図するところが望まれない。遺憾ながら、先ほどの御説にもありましたように、全体的な労働ボスの手によりまして、いろいろな点において、日本の経済、社会というものに破壊されるようなことがあつたならば、もちろんそれは他に打つ手を考えなければなりません。政府としては、断固たる処置をとつて、そういう方面に対する処置を講ずる決意はあるのであります。しかしながら御説にありましたように、反動的な考えをもつてやるかというその御質問に対し

けの改正をやつて行く。次の機会にまたやるつもりであるという意味で出されたものではない。すなわち最初からプログラムを予定されて、その第一回分として今回の改正案が提出されたのではありません、今回の改正案によつて所期の効果があがりまするならば、これをもつてこれに対する対策は終りであるという意味のお返事に伺つた次第であります。すなわち労働者の諸君は、ややともしますと、このたびの改正を目しまして、今日一城を抜き、明日また一國を攻める。こういう第一段階として、このたびの改正を受取つておるうちに、一般には了解せられておる。またそういふふうな感じが、國民にも今まで日本の権威に対する考え方、その他の關係にあつたのでございます。幸いに労働省並びに政府のお考えが、この問題に対する改正の処置はこれで一應全部終りであるという意味ではつきりいたしましたので、私といたしましては非常に喜ぶ次第なのでございます。さて今回の改正の目標が組合民主化にあるということになつたわけでございますが、この組合民主化をはかつておるこのたびの法律案が、なぜ

國民一般から改悪であると呼ばれてお
るのか、この点について労働省
の御意見を一層伺いたいと思うので
ございます。先ほど三浦委員の御質問に
対しまして、お答えがありましたよ
うでございますが、この機会に私から
も重ねて質問をいたしたいと思うので
ございます。元來この行き過ぎの是正
のための組合法の改正というものは、
吉田内閣成立以前におきましては、大
体において反動的なところの方法、す
なわち公務員法の争議権の制限に現わ
れたところのあの一連の思想、たとえ
ば公益事業に対する争議権の制限であ
るとか、あるいは一般労働争議に対す
る予告期間の制度であるとか、かよう
な線に沿うものとして考えられてお
したのでございます。また昨年のゼネス
ト當時に政府の局に當つておられた方
方の言動にも、かような誤解を生じせ
しめた責任の一半は、十分にあると思
うのでございます。従つてかかる思想
に對しまして、進歩的な陣営からは一
斉に反對論が起つたことは、當然のこ
とであるといわなければなりません。
しかしながらその後におきまして、前
に述べましたように行き過ぎは正の方
法としては、反動的な方法以外に、
進歩的なところの方法、すなわち組
合民主化の線に沿うて行くということが
が、より正しいという考え方が一般化
して参つたのであります。ことに従來
彈圧によつて曲げられておりましたこ
ころの勤労大衆を、この機会にすなを
に伸ばして行くためには、彈圧より
も、むしろ組合民主化の方法による方
が、賢明であると考えられて参つたの
でございます。少くとも彈圧は、この
方法が効果のないということが、はつ

きりしたあとでよろしいと考えられて
來たのでございます。ところが一般の
反對論者は、この進歩的な方法によ
る改善が議題に上りまする前におい
て、労働組合法の改正はすべて反動的
な内容を持つものであるという前提の
もとに、反對論を天下に流布せられた
と思うのであります。

〔発言する者あり〕

○倉石委員長 靜肅に願います。

○大橋委員 裁断的な全体主義者は、
その政治的武器を奪われることに對し
まして反對し、進歩的な組合主義者
は、彈圧に對して反對して反對した
のであります。ところが實際今度の改正
は、彈圧にあらずして、組合民主主義
の徹底という進歩的なものであるの
であります。もしかういふことが初めか
らわかつていたならば、組合主義者た
ちは反對するどころか、頭からこれを
支持しなければならなかつたはずであ
ると思ふのでございます。ところが逆
に、頭から改正は當然反動的内容を持
つものであると予定して、先に改悪と
いう新しい表現まで發明して、大々的
に反對宣傳を國民大衆に植へつけてし
まつたのでありますから、今この場合
に及びまして、組合法改正の内容が、
組合民主主義の徹底という進歩的な線
に沿つて行われることが明白になりま
した今日においても、昨日まで改悪絶
對反對であると言つていました手前、
いまさら、あれは自分たちの輕率な断
定に基く誤りであつたといふことを率
直に告白して、賛成するといふことも
できない者が、一部にはあるのではな
いかといふことを、私どもは推測いた
しておるのであります。もちろん独裁
主義の諸君は、組合民主主義に對しま

しては絶對反對でありますから、今日
でもやはり反對されるのは、當然のこ
となのであります。また組合主義の諸
君も、昨日までは一緒に反對を續けて
いた關係上、この機会に急激に轉向す
ることは困難でありますから、やむ
を得ず、この改正案は改善されたもの
であるにもかかわらず、前の關係上、
依然として改悪であるとして、これ
に反對をしていられるというのが、今日の
反對論の實情ではないかと想像いたさ
れるのでございます。これに對する政
府御当局の御観測を承りたいと存する
のでございます。

○山崎(岩)政府委員 お答え申し上げ
ます。ただいまいろいろ御意見を
述べられました末に、本法案というも
のが、初めからこのような形式でもつ
て世間のお目にかけようとしたなら
ば、よもや改悪といつたような反對論
は、出なかつたであらうという御説明
でございましたが、私どももさうに
考えております。いろいろな方面にお
いて反對論を唱へるところの人は、た
だ反對せんがために反對するのであり
まして、法案の内容を深く吟味して、
法案の内容はこのような体裁を整えた
ものであつて、しかも欠けていた点を
ここに整備充足するために設けられた
のだといふことを、ただいまのような
程度において知りましたならば、おそ
らくは改悪論というものは、これほど
までかまびすしくなかつたらうと考
えておるのであります。しかも本法案の
うちに、もしも第一條の第二項のごと
き、暴力行為といふものは、これは決
して認めているものではない、是認して
いるものではないといふ、この規定が
なかつたならば、また組合専従者に對

するところの使用側からの俸給のご
とき、あるいは組合維持費のごときも
のを、この際はつきりとこの條文にう
たわなかつたならば、おそらくは共產
党といへども、双手をあげて歓迎した
ものであらうと私は考えるのでありま
す。しかし現行法に對するところの解
釈の点におきまして、自分かつてなわ
がままな解釈をとつて参りましたの
が、ただいままでの現狀であります。
そこでやむなく、法律の解釈に誤りの
ないようにすることのために、この條
項を加えた。そうしてあなたの方の判断
がよそにそれないように、一つの基準
を定めたのであります。しかしそれに
對しても反對される者があると思へる
のであります。私は本法案というも
のは、断じて反對すべき次第のもの
ではない、かように考えております。

○倉石委員長 残余の質疑及び公共企
業労働關係法の施行に關する法律案
は、次會に延期いたします。

本日はこれにて散會いたします。次
會は明日午前十時より開會いたしま
す。

午後四時四十九分散會